

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和 7 年 5 月 1 4 日（水）午前 1 0 時 議会委員会室

出席委員（8 名）

（委員長）安 達 卓 是 （副委員長）奥 岩 浩 基
伊 藤 ひろえ 岩 崎 康 朗 徳 田 博 文 戸 田 隆 次
又 野 史 朗 松 田 真 哉

欠席委員（0 名）

説明のため出席した者

【市民生活部】橋尾部長

〔市民一課〕小乾次長兼課長 松本課長補佐 竹本課長補佐兼戸籍担当課長補佐
〔環境政策課〕足立次長兼課長 井原課長補佐兼環境・脱炭素推進担当課長補佐
〔クリーン推進課〕高浦課長 池口課長補佐兼廃棄物対策担当課長補佐
上原廃棄物対策担当係長

【福祉保健部】塚田部長

〔福祉政策課〕渡部課長 大谷課長補佐兼福祉政策担当課長補佐
安東福祉政策担当係長
〔障がい者支援課〕伊藤次長兼課長 橋本相談給付担当課長補佐
渡邊相談給付担当係長
〔長寿社会課〕山崎課長 遠藤課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐
亀尾介護保険第二担当課長補佐

【こども総本部】瀬尻部長 長谷川次長

〔こども政策課〕永榮課長 國谷子育て政策兼こども育成担当課長補佐
〔こども施設課〕矢野次長兼課長 榎本子育て施設担当課長補佐
山田子育て施設担当主任

【教育委員会事務局】長谷川局長

〔こども政策課〕永榮課長 遠藤課長補佐 金田義務教育学校準備担当課長補佐
近藤担当課長補佐
〔こども施設課〕矢野次長兼課長 前畑課長補佐兼学校施設担当課長補佐
仁澤学校施設担当係長
〔学校教育課〕仲倉次長兼課長 鉄尾担当課長補佐

出席した事務局職員

田村次長 松田調整官 坂本議事調査担当係長

傍 聴 者

稲田議員 今城議員 門脇議員 塚田議員 津田議員 西野議員 森谷議員
吉岡議員
報道関係者 2 人 一般 1 人

報告案件

・米子市児童文化センターの指定管理者制度の適用方針について〔こども総本部〕

- ・米子市立学校における泳力向上のためのティーム・ティーチングモデル事業の概要について〔教育委員会〕
- ・義務教育学校整備事業の進捗状況について〔教育委員会〕
- ・米子市福祉保健総合センターへの指定管理者制度の適用方針について〔福祉保健部〕
- ・米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズへの指定管理者制度の適用方針について〔福祉保健部〕
- ・米子市シルバーワークプラザへの指定管理者制度の適用方針について〔福祉保健部〕
- ・改正戸籍法施行に伴う戸籍への氏名の振り仮名登録に係る通知書について〔市民生活部〕
- ・指定管理者制度の適用方針について〔市民生活部〕
- ・高齢者等のごみ出し支援について〔市民生活部〕

〜〜

午前１０時００分 開会

○安達委員長 ただいまから民生教育委員会を開会いたします。

本日は、執行部から９件の報告があります。

初めに、こども総本部所管の米子市児童文化センターの指定管理者制度の適用方針について、当局の説明を求めます。

矢野こども総本部次長。

○矢野こども総本部次長兼こども施設課長 そういたしますと、米子市児童文化センターの指定管理者制度の適用方針について御報告させていただきます。

資料の大きい項目２番でございますが、管理業務の範囲でございます。児童文化センターの施設等の維持管理ですとか、（４）番に書いてございますが、児童の健全な育成を図るという観点から、センターの設置目的に適合し、必要と認められる自主事業の企画、それから実施など、ここに記載しております（１）から（４）、こういった業務を管理業務の範囲と想定しているところでございます。

大きい項目の３番、それから４番につきましては、児童文化センター条例の規定によりまして、それぞれありとしているところでございます。

５番の指定の期間でございますが、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間。

選定方法につきましては、専門性が高い業務をベースにした指定管理でございますので、非公募で今のところ考えているところでございます。相手先といたしましては、引き続き米子市文化財団を想定しているところです。

なお、大きい７番の特記事項で記載しておりますが、このたび、指定の期間を前回の１０年から５年に変更させていただいているところです。これは、社会教育の専門知識を有する人材確保などのため、前回におきましては指定の期間を１０年が適当だということで作らせていただいておりますが、これまでに一定の人材が確保されたこと、また、物価や人件費の高騰など、社会経済情勢の変化が著しいことから、今後１０年間の事業計画の立案が困難であること、さらには、米子市文化財団が本市の指定管理により管理しておりま

すほかの施設の指定期間、こちらのほうが近年では5年となっていることなどを踏まえまして、このたびは10年より5年が適当であると判断したことによるものでございます。

8番に今後のスケジュールを記載しておりますが、米子市文化財団との協議を経まして、記載のとおり調査・審議、また、12月には議員の皆様方にお世話になることとなりますが、議案の上程・議決、こういったものを経まして、本年の12月に指定管理者の指定、こちらのほうを行えばいいかなと考えているところでございます。

説明は以上です。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めたいと思いますが。

奥岩委員。

○奥岩委員 細かいところはこれからだと思うんですけど、営業時間等は今までと同じ形になるんでしょうか。

○安達委員長 矢野こども総本部次長。

○矢野こども総本部次長兼こども施設課長 これも協議で今後どうなるかっていうことが出てくるとは思いますが、今のところ同じ営業時間で考えております。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 そうしますと、今、月1回ぐらいですかね、季節にもよるとは思うんですけど、夜のプラネタリウムの観覧会と、星空の観覧会とあったりとかするんですけど、以前プラネタリウムの機材を更新した際に、大人の方とかもっといろんな方が集まっていたくようにということで、夜のプラネタリウムの営業を検討したらどうかっていうふうに言わせていただいた記憶があるんですけど、今回の指定管理の更新に当たっては、その辺りはどのようにされますでしょうか。

○安達委員長 榎本こども施設課子育て施設担当課長補佐。

○榎本こども施設課子育て施設担当課長補佐 今後の夜のプラネタリウムの営業についての御質問でございますが、今後、米子市文化財団と今後の事業計画のほうを協議して策定していく流れになるんですけども、その中で今後どういったことを新規事業としてやっていくのかってところも協議をしていくことになるんですけども、その中で、先ほどおっしゃいました夜のプラネタリウムの営業も、例えば回数を増やすことができるのかどうかということも一つの協議事項として考えていきたいというふうに思っております。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 ということは、現時点では市の考え方としては、現状どおりの営業時間でということだったので、月1回以上のプラネタリウムの夜の営業時間、特には考えてなかったんで、今後考えますってことでよろしいでしょうか。

○安達委員長 矢野こども総本部次長。

○矢野こども総本部次長兼こども施設課長 おっしゃるとおりで、今日、御意見賜りましたので、そこの辺りも含めまして。肝となる部分につきましては、やはりこの事業を展開することで児童の健全な育成、より図れていくというようなところでございますので、その辺、検討して、よりそこに近づくのであれば、しっかりとその辺は盛り込んでいくような方向でちょっと検討してみたいと思っているところです。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 分かりました。児童文化センターは児童文化センターなんですけど、先ほども申し上げましたとおり、プラネタリウム、機材更新した際に、こちら基金を使って設置させていただいております。その際にもいろいろと議論があったんですけど、児童のみならず若い方、夜間、プラネタリウムに行ってっていう方々が集う場所になればなというようなお話もさせていただいた記憶もありますし、あったかなというふうに思うんですけど、ちょうどウォークパブルの指定のエリアでもございます。昨日の総務政策委員会で、鳥大医学部さんのほうからの構想も、もっと前からあったんですけど、それを受けて7月にまた話を進めていきますよっていうところで、湊山公園の在り方自体も変わっていくっていうところがございますので、その辺を踏まえていただいて、公園の利活用と併せて、この児童文化センター、どういうふうに営業するのがよいのだろうかというところをぜひ協議していただいて、次の指定管理のほうに進んでいただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○安達委員長 ほかに。

松田委員。

○松田委員 何点か。まず、この非公募ということなんですけれども、改めて先ほど専門性が高いということで理由があったんですけど、後半に出てくる水鳥公園なんかは特記事項に記載がきちんとしてあって、こちらのほうは特に書面の中ではなくて、改めて非公募にしなければならない理由というのを御説明いただきたい。

○安達委員長 榎本こども施設課子育て施設担当課長補佐。

○榎本こども施設課子育て施設担当課長補佐 このたび非公募により選定しようとする理由についての御質問でございますが、まず指定管理者の指定の手續に定める条例の中で、施設の設置の目的を効果的に達成するために特定の法人に施設の管理を行わせる必要があると認めるときは非公募とできるというのがございまして、それから、児童文化センターの設置の目的でございますが、センター条例に児童の健全育成のためというのがございます。非公募により、このたび米子市文化財団を選定して施設の管理を行わせることが、児童の健全育成を効果的に達成すると判断した理由でございますが、まず幾つかございまして、米子市文化財団が開館当初、昭和58年になるんですけども、開館当初から一貫して管理の運営を行っておりまして、経験と実績、それから専門的なノウハウを豊富に有していること、プラネタリウムをはじめ専門的な事業に対して、今、専門知識と熟練した人材を保有していて、ほかの団体では代替し難いという理由が一つ。もう一つが、関連団体と連携やボランティアの育成も行っておりまして、地域との信頼関係を築いておられるということ。もう一つが、この財団自体が非営利法人でございまして、本市が設置する教育文化施設の管理運営等を目的として設立されておりまして、公的性格と公益性が高いということ。あと、最後に、指定管理制度を導入する前、平成16年度に直営でやっておったんですけども、その頃の人件費とか物件費を現在の価値に換算しまして、その金額と現在の指定管理料を比較したときに、現在の指定管理料のほうが安いと。要は、経費の削減ということもその効果が見られるというところを理由として、このように非公募で選定するという方針にしたところでございます。

説明は以上です。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 理由がきちんとあるなということで理解しましたが、そうすると、非公募の場合に途中で評価というか、モニタリング評価というのが重要に、公募の場合と比べてなると思うんですけど、その辺りは、非公募の場合と公募の場合と、モニタリングの仕方というか評価の仕方は一緒なんですか、異なるんでしょうか。

○安達委員長 榎本こども施設課子育て施設担当課長補佐。

○榎本こども施設課子育て施設担当課長補佐 公募の場合も非公募の場合も、モニタリング評価の仕方は同じでございます。以上です。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 これは提案ですけど、やはり非公募の場合と公募の場合とモニタリングの仕方が同じというのも、今後見直しが必要じゃないかなと思うので、ちょっと意見をお願いします。

それと、先ほど奥岩委員とのやり取りの中で、事業計画については、今後指定管理者というか財団と話をしていくということなんですけど、私のイメージだと、指定管理に出す場合って、要求水準というか水準書を市のほうでつくって、こういったものにクリアできるかどうかというのを、達成できるか、満たされるかというところを指定管理を受ける事業者がクリアできるかというところがポイントになってくるというか。という、何か一緒につくっていくというよりも、米子市のほうで水準を固めるという作業が先じゃないかなというか、そこをしないのかなと思ったんですけど、その辺りどうなんでしょう。

○安達委員長 榎本こども施設課子育て施設担当課長補佐。

○榎本こども施設課子育て施設担当課長補佐 その件につきましては、まず市のほうで、非公募の場合なんですけれども、管理業務仕様書といたしまして、大体こういうことをしてくださいという基本的な部分はもう策定して、それとともに指定管理料の上限額というのをも積算して設定をしまして、それを財団のほうにお示しして、じゃあ具体的にどういった事業をやっていくのかっていうのをそれから協議をして進めていくっていう流れになりますんで、基となる部分は市のほうから提案するような流れになっております。以上です。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 やっぱり長期の非公募が続いてることになると、なれ合いというか、きちんと牽制し合う関係というかというのは必要だと思うんで、その辺りはきちんと、ほかに代替のところがいないのかもしれませんが、でもやっぱりそこはきちんとチェックするというかをしていただきたい。

それと、今回から指定期間が10年から5年になるということで、理由のどこについては、社会教育の専門知識を有する人材確保などを理由に指定の期間を10年としていたとあるんですけど、もう少し分かるように説明いただきたいけど、なぜ10年だったんでしょうか。

○安達委員長 榎本こども施設課子育て施設担当課長補佐。

○榎本こども施設課子育て施設担当課長補佐 人材の部分につきましては、もうちょっと具体的に言いますと、プラネタリウムの操作ですとか、あと解説、生解説というのがありますんで解説ですとか、あとはハード面ですね、メンテナンス業務ですとか、そういったことができる職員が確保できたというところでございます。以上です。

○**安達委員長** 松田委員。

○**松田委員** それは10年という指定管理の期間が条件じゃないと、その人材が確保できなかった、雇用の期間とかの関係でっていうとこなんですか。どういうことなんですか。

○**安達委員長** 矢野こども総本部次長。

○**矢野こども総本部次長兼こども施設課長** 当時のことを全て調べたわけではないので、どこまで正確性がある発言になるかどうかっていうのはちょっと怪しいところはあるんですが、やはり5年の期間ではなかなかそういう、専門的な知識のレベルが高いですので、やはり5年ではちょっと心もとないというところで、10年の間、設定をさせていただいたという具合にこれまでの経過で認識しているところです。

○**安達委員長** 松田委員。

○**松田委員** 確認で、社会教育の専門知識を有する人材というのは、特に先ほどあったプラネタリウムの関連の知識を持たれる方が、やっぱりなかなか確保が難しいというか、だったということですか。

○**安達委員長** 矢野こども総本部次長。

○**矢野こども総本部次長兼こども施設課長** おっしゃるとおりのことで認識しております。

○**松田委員** 分かりました。

○**安達委員長** よろしいですか。

ほかにありませんか。

又野委員。

○**又野委員** 今回、先ほどありましたけれども、10年から5年にするっていうところの理由で、物価や人件費の高騰等、あと社会情勢の変化とかあるんですけども、私としては、この指定管理者制度自体、先ほどありましたけれども、直営でやっているより安くなってっていう話で、経費を抑制するっていうのに、よく人件費抑制されるところが多いんじゃないかなって私、感じてるところで、基本的には指定管理者制度自体、否定的な立場ではあるんですけども、既に人件費とか様々なものが上昇している中で、次の契約というか、指定管理者制度の結ばれるときに、その辺りっていうのはしっかりと今回、賃金の上昇ですとかっていうのも反映される何か保障があるのか、そこら辺ちょっと教えていただけますでしょうか。

○**安達委員長** 榎本こども施設課子育て施設担当課長補佐。

○**榎本こども施設課子育て施設担当課長補佐** 今後の指定管理料の積算において、今の物価上昇等の社会情勢が反映されるかどうかという御質問だと思いますけれども、指定管理者制度の目的の一つには経費削減っていうのがあるんですけども、今後指定管理料の上限額等を設定していくことにはなるんですけども、経費の削減っていうのが、直営と比べた場合に経費がきちんと削減されているかどうかという視点になってまいりますので、その辺は今の物価上昇等の社会情勢は加味した上で検討はいたしますので、例えばそれを完全に無視して今までと同じ指定管理料でとか、そういったことには決してならないように積算のほうはしてまいりたいと思います。以上です。

○**安達委員長** 又野委員。

○又野委員 しっかりとそこら辺、全体的にもう賃金も上がってきてる状況ですんで考えていただければと思いますし、さっきの話で、10年の場合、人材の確保などが必要だっというところであったんですけども、人材の確保っていう点では、そこら辺の人件費のことも必要ですし、これまで指定管理者制度の分で、5年間の経費の内訳とか、これまで見てきたんですけども、ほとんど5年間、人件費が上がらない表といいますかね、そればかり私、見てきた記憶があります。本来であれば、ちょっとずつ人件費っていうのは毎年上がって、その他のものも上がるとは思うんですけども、上がっていかないと、なかなか人材確保っていうのも難しくなってくるんじゃないかと思うんですけども、普通に考えて、賃金もずっと毎年ほかのいろんな業種で、全てのですけども上がってきてると思うので、経費を積み重ねていく中で、ちょっとずつ年度ごとで上がっていくような、そういう積算というにはなるものなのか、ならないのか、そこら辺教えてもらっていいでしょうか。

○安達委員長 榎本こども施設課子育て施設担当課長補佐。

○榎本こども施設課子育て施設担当課長補佐 人件費の上昇の件の御質問なんですけれども、確かに昨今、毎年賃金のほうも上がってきておりますので、今までの実績を見ながら、今後5年間、一定程度人件費が上がっていくような仮定の下で積算することとなっておりますので、そういうふうになっております。以上です。

○又野委員 分かりました。

○安達委員長 よろしいですか。

松田委員、2回目。

○松田委員 2回目、いいですか。

○安達委員長 先にじゃあ、戸田委員。

○戸田委員 先ほど松田委員さんが聞かれたんですけども、選定方法について非公募だということで、私はやり取り聞いておって、初めからそういうふうな説明をされた内容を明文化をして提出されるべきだと思いますよ。大きな、ここが公募なのか非公募か、争点だと思うんですよ。非公募の理由というのはどうなのかなって私も疑義を感じとったんですけど、あらかじめそういうようなところが私はちょっと物足りない。そういうところは、やっぱりこれからはきちっと気をつけられて、資料の提出についても細心の注意を払っていただきたい。これは指摘しておきたいと思います。以上です。

○安達委員長 よろしいですか。

松田委員。

○松田委員 もう一つ、プラネタリウムも運営されているということで、利用料収入とか自主事業収入になるんでしょうかね。その辺りっていうのが、まだこの児童文化センターの場合はある程度稼げるというか、収益をもうけれるようなことが希望できる施設だと思うので、そうすると、この収益事業というのをやはり増やして、収益を増やしていくっていうことになると、指定管理料もある程度抑えられることにはなってくると思うんで、今度、非公募なんですけど選定する条件の中で、やはりその辺の指定管理料収入を間接的に下げるっていうことにもなりますし、施設の利用も稼働を高めるということを考えると、やっぱり自主事業というか、そちらのほうについては、より条件として狙っていく、そういう姿勢というのが必要じゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○**安達委員長** 榊本こども施設課子育て施設担当課長補佐。

○**榊本こども施設課子育て施設担当課長補佐** 自主事業の収入についての御質問なんですけれども、指定管理料の積算方法として、今後の支出の見込みから、そういった自主事業等の収入の見込みを引き算して指定管理料の上限額というのを設定しますので、一応市のほうで積算をするときに、自主事業の収入をどれぐらいでじゃあ設定するのかっていうのを考えたときに、あまりにも実現不可能な数字を設定してもいけませんし、そうはいつでも何もしなくても達成できるような数字を設定してもいけませんので、その辺は指定管理事業者に努力をしていただくことによって、努力をしていただければ達成できるような数字というのをきちんと積算をして指定管理料を設定するように考えております。以上です。

○**安達委員長** 松田委員。

○**松田委員** やっぱりそういう視点も必要だと思います。

もう一回重ねて、改めてですけど、やっぱり非公募になるとモニタリングが重要になってくるんで、そうするとやっぱり公募の場合と非公募の場合とモニタリングの手法が同じでいいのかっていうのは大きな疑問があるので、その辺り、今後見直しを含めて検討していただきたいんですけど、本部長、どうでしょうか。

○**安達委員長** 瀬尻こども総本部長。

○**瀬尻こども総本部長** 先ほどのほうのモニタリングの件についてですが、公募、非公募のほうも、全体を含めての話になってきますので、全庁的なことになりますので、その辺は総務管財課のほうと併せて協議をしていきたいと思っております。

○**安達委員長** よろしいですか。

ほかにないですね。

〔「なし」と声あり〕

○**安達委員長** ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前１０時２５分 休憩

午前１０時２７分 再開

○**安達委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

教育委員会所管の米子市立学校における泳力向上のためのチーム・ティーチングモデル事業の概要について、当局の説明を求めます。

矢野教育委員会事務局次長。

○**矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長** そういたしますと、米子市立学校におけます泳力向上のためのチーム・ティーチングモデル事業の概要について御報告させていただきます。

米子市立学校におけます水泳学習につきましては、本年度以降、モデル実施校における取組を行い、課題を整理しながら、屋内温水プール施設の活用への転換、こちらのほうを進めていくこととしておりますが、このたび協議を重ねてきた関係施設、市立小・中学校、バス会社との調整が終了し、モデル事業の概要を決定するに至りましたので、報告させていただきます。

選定までの経緯ということで、大きい項目１番に事業対象となったプール施設、学校及びバス会社の選定に関して記載しております。プール施設に関してでございますが、水泳

学習の内容や必要経費といったモデル事業の内容、それから条件について市のほうが提案し、市、プール施設、あとバス会社も含めまして調整が整った施設を実施施設と選定しております。学校につきましては、学校プール施設の老朽化の状況ですとか、学校とプール施設間のアクセス等を踏まえまして実施校を選定しております。また、バス会社ですが、事業実施の意向を確認できた事業者様に、各校の乗車予定人数ですとか、学校とプール施設の組合せ、そういった情報を提供いたしまして、学校ごとの移動用バスの賃借料という形で見積りを出していただき、見積り合わせをした結果、最も安い金額を提示されました事業者をその学校が利用するバス会社として選定しております。

大きい項目 2 番に今年度のモデル事業の内容を記載させていただいております。学校とプール施設の組合せと実施期間でございますが、実施期間は 6 月から 11 月までで、学校とプール施設の組合せなどにつきましては、一覧のとおりでございます。なお、一覧にあります実施日数は、年間の日数でございます。

次のページを御覧ください。水泳学習の内容等ですが、まず実施概要でございます。授業のほうですが、学校の授業は 1 時間というのが 45 分で 1 こまという形で換算しておりますので、1 回の授業を 2 時間と書いてありますが、2 こま、90 分とし、1 日の内容といたしましては、午前 2 回、それから午後 1 回、授業を行う予定としております。児童 1 人当たりで見ますと、年間 5 回、こま数にして 10 こまの授業を実施する予定です。今回の対象校の中で小規模校は彦名、崎津、河崎でございますが、こちらのほうは 2 つの学年が一緒になって授業を受けるという意味で 2 学年単位と記載しております。それから、大規模校は車尾小学校ですが、こちらのほうは児童数が多いので、1 学年ごとのグループで 1 回の授業に参加するというような想定でございます。その下に、イメージをつかんでいただくためにタイムスケジュールのほうを例示しております。例えば、A グループが 1、2 年生、B グループが 3、4 年生、C グループが 5、6 年生とした場合に、1 日の授業の流れは、このような図示したような形で流れていく、このようなことを想定しております。

それから、イのところで記載しておりますが、インストラクターの業務等でございます。当初の予定どおり、授業につきましては教職員とインストラクターがチームとして協力して授業を行います。インストラクターの人数は、1 回の授業に参加する児童数が一定数以上と書いてありますが、ここは具体的には 50 人以上であればインストラクター 2 名、50 人未満であれば 1 名とすることとしております。

教職員の業務ですが、インストラクターとの打合せに始まりまして、プール施設の下見、それから授業の日程や引率する教職員の日程等を想定しているところでございます。

また、我々教育委員会事務局職員の関わり方としては 2 点ございまして、1 点目は、学校とプール施設の間での協議におきましては、総合的な調整が必要になってくることが十分に考えられますので、原則我々も協議に入ることとしております。それから、もう 1 点につきましては、各学校の授業に参加いたしまして、プール授業の実施状況、そちらのほうを実際に拝見させていただくことで、今後の検証のほうにつなげていき、その延長線上にある課題を洗い出して、次年度以降の事業に反映させていこうと考えております。

それから、(3) でございますが、プール施設と学校間の移動についてでございます。移動手段につきましては、民間バスのほうを借り上げ、児童と教職員を移送することを基本としております。移動時間の活用につきましては、当日行います水泳学習の目当ての確認

ですとか振り返り、そのほか朝の会ですとか帰りの会などを行っていくなど、各学校のほうで工夫して、時間のほうは有効活用したいという具合に考えております。

最後になりますが、3番のところで今後のスケジュールについて記載しております。スケジュールにつきましては記載のとおりでございます。事業を実施するとともに、その内容を検証した上で次年度につなげていきたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めたいと思います。

徳田委員。

○徳田委員 何点が質問したいと思いますが、全体的な、これは令和7年度のモデル事業ということでございますけど、全体計画になるものは、例えば次年度以降、例えば令和8年度以降どうするかというような長期計画というようなものは現時点ではないのでしょうか。

○安達委員長 矢野教育委員会事務局次長。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 正直なところで申し上げますと、まだ次年度はこれからはなってますが、一応、今想定しているところでは、数校ずつでも増やしていく。それから、中学校のほうなんかも、開始から3年ぐらいをめどに始めていけたらいいなと。ただ、こちらは部活動の絡みなんかもありますので、なかなかちょっと検討には時間を要するかなというところで、今のところそういったような、ちょっとぼんやりしたところですが、想定をしてるところです。

○安達委員長 徳田委員。

○徳田委員 やはり制度設計が最初にあるべきだと思うんですね。全体の計画の中で、例えばモデル事業を選定したってことであれば理解はできるんですけども、それをやっぱりきちっと制度設計してから進むべきだというふうに私は思います。これ意見として上げさせていただきたいと思います。

それと、2点目は、学校ごとで移動用の事業者を選定されたということですが、これ例えば、具体的な固有名詞はともかく、何社ぐらいの見積りを取られた結果、その中で最も安価なということですけども、その社数をちょっと教えていただけますでしょうか。

○安達委員長 前畑こども施設課長補佐。

○前畑こども施設課長補佐兼学校施設担当課長補佐 移動用のバスの見積りを取った社数ですが、2社から見積りを取っております。

○安達委員長 徳田委員。

○徳田委員 やっぱりコストが一番重要視されてるわけですが、例えば、多分地元の業者さんなんでそういった危険性はないと思うんですが、見積りが安価なだけじゃなくて、やっぱり安全とか安心の視点でっていうことも含んで検討していただけたらなと思います。特に、移動中だということですので、何が起こるか分からないという部分があるので、その1点のみで、安価だからこの事業者に決めたという視点は、やっぱりちょっと改めていただきたいなというふうに思います。

最後になりますが、車尾小学校で、小規模校に比べて2倍の実施日数という算定になっておりますけど、これはやっぱり生徒数が多いからという理解でよろしいでしょうか。

○**安達委員長** 矢野教育委員会事務局次長。

○**矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長** この車尾小学校だけにつきましては学年単位で授業を行っていきますので、そういったところで、ほかのところは2学年で一固まりで授業しますので、そういった意味で10日ということで、倍の日数が書かれているというようなところでございます。

○**安達委員長** 徳田委員。

○**徳田委員** 繰り返しになりますが、やはり全体計画をいま一度しっかり制度設計していただいた上で、次年度以降、進めていただけたらなというふうに思いますので、ひとつその辺よろしくお願いいたします。以上です。

○**安達委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 先ほど徳田委員もおっしゃっておられたんですけど、バス会社さんの選定のところで、安全面のところはこれからだと思うんですけど、まずは今回は金額を見たいので2社見積りをされたっていうところで、1社選定されたっていう理解でよろしいでしょうか。もう既に安全面のお話はされてるんでしょうか。

○**安達委員長** 前畑こども施設課長補佐。

○**前畑こども施設課長補佐兼学校施設担当課長補佐** まず、おっしゃるとおり金額面で比較をするというところで見積りを取ったところでございます。また、バス会社と打ち合わせする中で、安全面についても十分配慮をしていただくように協議はしているところでございます。

○**安達委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 細かいところはこれから、これからっていつてももう来月ですけど、なると思いますんで、詰めていただけるようお願いします。

いよいよ来月からスタートされるっていうことなんですけど、以前もお話があったとおり、これ夏休みを挟みますんで、6月、7月と、夏休みを明けても実施があるんですかね。夏休み前までで終わるんでしょうか。

○**安達委員長** 矢野教育委員会事務局次長。

○**矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長** 今の想定では、夏休み明けてからも9月に授業は予定しております。

○**安達委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 理解いたしました。

そういたしますと、ないとは思いますが、暑い時期のバス移動となりますので、先ほど安全面のところも申し上げたんですけど、普通にプールって考えるとあんまり暑いイメージがあったりなかったりと、水分補給とか、そういったところも必要になってくるかと思えますんで、通常の授業と同様に、その辺りも気をつけていただけたらなと思います。まあ、やっておられますよね。

○**安達委員長** 仲倉教育委員会事務局次長。

○**仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長** 今、御心配いただいている点ですけども、やっぱり暑さ対策ですとか、それからバスを降りてからのプールまでの移動の動線ですとか、そういうところにつきましてはしっかり。今ちょうどバス降りてからの動線なんかも、下見を学校、我々も同席しながら行っているところでございますので、安心・安全な環境

での学習になるよう最大限努めてまいりたいと、そのように考えております。

○**安達委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** その上でなんですけど、施設、3つ上げていただいております、そのうち2施設につきましては、これ商業施設が入ってるところになりますので、その辺の動線、多分大人数で動くと思うんですけど、私がもし小学生低学年だったら、遠足気分で浮き浮きしてほかに行きたくなったりとか、そういうようなことがあると思いますので、その辺りのところも担当の先生方とか、教育委員会さんもしばらくは同席されるっていうことでしたけど、先ほどの動線の確認っていうところで確認されてるっていうことでよろしいですよ。

○**安達委員長** 仲倉教育委員会事務局次長。

○**仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長** この動線につきましても御心配いただいとてるところですが、我々としてもそこについては大変課題といいますか、子どもたちがやっぱりバスを降りてからきちっとプールまでたどり着くという動線をしっかりしないといけないと思っております。繰り返しになりますが、今ちょうど下見をしているところですので、どの動線がいいのかというのを今しっかり検討してるところですので、御心配の点につきましてもしっかりとやっていきたいと、そのように考えております。

○**安達委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** ありがとうございます。恐らく、いろいろ準備をしていくと、ああ、あそこもあそこもっていうところが、気になるところが多々出てくるかと思いますが、日程もう決まっていますので、短い時間ではあるんですけど、頑張っていただけたらなというふうに思います。実際、6月からスタートして運用してからでも、まずは実証事業ですので、いろいろ途中で改善したりとかっていうことも必要になるかと思いますが、その辺りは臨機応変にいただけたらなと思いますのでお願いします。

プールなんですけど、プールの施設規模を記載していただいているんですけど、実際の授業が入ると、このうちの何コースを占有して授業をされて、あとはもう既に一般の方が使われるところがあったりとか、健康教室みたいのがあったりとか、その辺のところの打合せっていうのはもう済んでるのでしょうか。

○**安達委員長** 仁澤こども施設課係長。

○**仁澤こども施設課学校施設担当係長** 基本的には、閉館日で授業を行う予定にしておりますので、閉館日で行う場合は全コース使えることになっております。一部の日程では開館日にも授業を行う予定なんですけれども、施設と協議をしながら、コースで何コース使わせてもらえるのかっていうことをこれから協議をしていこうと思っております。

○**安達委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 今年度の実証事業のときは全部閉館日でされるっていうことでしょうか。それとも、先ほどの御答弁のとおり、何回かは併用するときがある感じでしょうか。

○**安達委員長** 矢野教育委員会事務局次長。

○**矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長** 当初は全て閉館日ということで想定して協議を進めてきたんですが、施設様のほうとの兼ね合いで、一部開館日で使うというところなんです。あらかじめ休館日ですが、4日ほど開館日で使うところがあるようですので、そこは一般の方に御迷惑にならないような形で進めていきたいと考えております。

○**安達委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 今までの委員会の報告でもしていただいておりますし、こちらの委員会のほうでも議論があったりとか、我々も昨年度、委員会で視察させていただいて、情報も共有させていただいたかと思うんですけど、通常の営業日のところだと、今おっしゃられたようなほかの通常使っておられる方ですとか、申し上げたとおり教室みたいのがあったりとか、そういうところとの兼ね合いがやはり課題になるようですので、その辺りは準備をし過ぎてし過ぎることはないと思いますので、教育委員会さん側と学校側と施設側っていうだけではなくて、施設側さんのほうも利用者さんにお話しする期間もある程度必要だと思いますので、もう1か月で始まってしまうので、その辺りがどの程度利用者さんのほうに御理解いただけるかっていうところも丁寧に確認しながら進めていただけたらなと思います。以上です。

○**安達委員長** ほかに。

伊藤委員。

○**伊藤委員** 私、1点だけ聞かせていただきたいと思います。今回、選定されている学校が、施設の老朽化の状況もあるということで選定されたということですので、プールは今年度は全く使わないというふうに考えていいんでしょうか。プール機能ということ、あと何か安全教室みたいなこともあったりとかしてたんだと思うんですけど、そういうことも含めて使わないということの理解でいいのか教えてください。

○**安達委員長** 矢野教育委員会事務局次長。

○**矢野教育委員会事務局次長兼子ども施設課長** 今回上げております4つの小学校のプールにつきましては、基本使うことはありません。ただ、学校のプールっていうのは防火水槽の役割を果たしているというふうなところもありますので、この辺りは消防局のほうともいろいろと今後詰めていく必要はあるかと思うんですが、基本、水はためた状態で今はおこうかなと思ってるところです。以上です。

○**安達委員長** よろしいですか。

ほかにありませんか。

又野委員。

○**又野委員** 先ほどの中でも、バスのことで安心・安全っていう話があったんですけども、バスの運営について、路線バスとかについて、これまで運転手がなかなか確保できないっていう話を聞いてるんですけども、例えば今、会社で雇用しておられて路線バスを運転している人が、このプールのときの移動についても、そういう方がされるのか。それとも、新たに雇用されるのか。ちょっと気になるのが、もしこれまでの業務に加わって、このバス移動をされるっていうようになった場合、過密労働というか、過重労働とかになって、そういう公共交通機関の中で事故が起きないかっていう、疲れたりしたり、寝不足だったりとかっていうことで事故が起きないかっていうところも気になるので、そこら辺のことをちょっと教えていただければよろしいでしょうか。

○**安達委員長** 前畑子ども施設課長補佐。

○**前畑子ども施設課長補佐兼学校施設担当課長補佐** バスの運転手さんのお話です。今回の実施日につきましては大型バスを借り上げる想定にしておりますので、そのバスの空いた日にち、予約ができる日にちを選定しておりますので、もともと業者側が運行可能な日

の中から選んでいると考えております。ですので、もともと予約が全て埋まってる中で、上乗せでこの事業をするということになりますと、今、委員さんおっしゃったような心配も出てきょうかと思いますが、今のところバス会社さんのほうで運行可能な日というところで設定をしておりますので、何とか対応していただけるのではないかと考えております。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 そうしますと、確認ですけど、運転手さんがこれまでより労働時間が多くなったりだとか、過重労働になったりはしないという認識でよろしいのでしょうか。

○安達委員長 前畑こども施設課長補佐。

○前畑こども施設課長補佐兼学校施設担当課長補佐 バス会社さんのほうの運転手さんの労働環境などについては、正直現状では確認できてない状況でございます。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 やはり人を運ぶ、特に子どもたちを運ぶっていうところでは安全っていうことも大事になってきますんで、そこら辺ちょっと確認をして、できるだけ安心・安全に運行できるようによろしくお願いいたします。

それと、この1ページ目のほうで、それぞれの学校で移動時間が約何分とかあるんですけども、これはバスに乗る時間、彦名だと15分、車尾だと6分ってなってる、バスに乗る時間ということでよろしいでしょうか。

○安達委員長 前畑こども施設課長補佐。

○前畑こども施設課長補佐兼学校施設担当課長補佐 おっしゃるとおり、片道、こちらにお示ししている分数、おおむねかかるという想定をしております。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 ちなみに、米子市内全部を見て、この崎津の18分より長くかかるような学校っていうのはないかと思っていいんですか。18分が一番遠い。例えば、淀江とかどうなのかなと思ひまして。

○安達委員長 前畑こども施設課長補佐。

○前畑こども施設課長補佐兼学校施設担当課長補佐 施設と学校との兼ね合いがありますので、場合によっては18分よりも長くかかることも、今後実施していく上では、可能性としてはあるのではないかと思います。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 特にほかの学校で何分かかかるかっていうのまでは、把握はしとられないということでしょうか。

○安達委員長 前畑こども施設課長補佐。

○前畑こども施設課長補佐兼学校施設担当課長補佐 しておりません。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 できれば、一番時間がかかるところがどこかっていうのも確認していただいて、できればそこも早めに確認、こういうようなスケジュールでできるかどうかっていうのも確認していただいたほうがいいと思いますんで、そこら辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、時間の関係で、2ページ目のところでタイムスケジュールで、これは一律に移動時間が20分になってるんですけども、さっきの1ページ目のところでは最大で18

分、短いところで6分となってるのに、タイムスケジュールでは全部20分になってるっていう。収まるのかっていうところと、これは学校によって絶対違いが出てくるのに、なぜ20分でされたのか、そこら辺の考えをちょっと聞かせてもらっていいでしょうか。

○安達委員長 矢野教育委員会事務局次長。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 当初の説明でちょっと足りなかった部分で申し訳ございません。これは、イメージをつかんでもらうというところでの図ですので、若干のずれはありますが、移動に大体これぐらいかかるというようなところで、現実にはそれぞれ学校と施設間の距離がばらばらですので、実際に移動の時間っていうのはどうしてもずれがあるんですけども、イメージをつかんでいただくために、取りあえず20分というところでこの図は示させていただいたところです。以上でございます。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 実際には、バスの移動と、あとバス乗ったり降りたり、プールの場所まで行ったりっていうのでさらに時間がかかると思いますので、そこはもうやってみないと分からない部分はあると思いますので、そこら辺は今後の結果とかを見たいと思いますので、分かりました。

○安達委員長 ほかにありませんか。

奥岩委員。

○奥岩委員 すみません、先ほど又野委員が質問されてたところなんですけど、今回、学校4校選定されておられまして、施設を3つ選定しておられます。冒頭の御説明のときに、それぞれとバス会社も含めて協議をして、ここに決められたということだったんですが、ある程度、市としてというか、教育委員会さんとして、先ほど又野委員おっしゃったように、遠いところからだとどういうふうになるかなとか、近いところだとどうかなとか、あとはエリアごとでこういうところがいいかなみたいな想定があって選定されたのか、そうではなくて、完全に手挙げ方式で今回選ばれたのか、どんな形でこの4校と3施設、選定に至られたんでしょうか。

○安達委員長 矢野教育委員会事務局次長。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 結論から申し上げますと、手挙げもあり、それから相手方の御事情もありということで、様々でした。基本、学校のほうにまずどうでしょうかというところで意向を確認させてもらって、そこを一つの起点といいますか。もう一つの起点というのは、施設側の皆様の御意向というのももう一つあるんですけども、学校の希望、それから協議をしていく中での施設側の御希望、そういったものを調整しながら、最終的に施設側様のほうが固まった段階で、再度学校のほうをもう一度選定し直して、今の状態に決めたというようなところでございます。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 分かりました。学校も場所、エリアごとのところですか、施設への距離ですとか規模感ですとか、先ほども質問でありましたけど、車尾さんは人数が多かったりですか、ほかのところはある程度少ないところがあったりとかって、そういったところも併せつつの学校の運営状況も含めてっていうことだと思いますので、理解をいたしました。施設側さんのほうも、そもそもが協力していただけたところが、今年度からいきなりスタートですって言うてあるかどうかっていうところもあったかと思いますが、分かりま

した。

質問があったので気になって聞かせていただいたんですけど、できればどういうふう
に選定しましたっていうような資料ですとか説明もあったほうが分かりやすかったかなと思
いますんで、すいません、以上です。ありがとうございます。

○安達委員長 ほかにはないですね。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、義務教育学校整備事業の進捗状況について、当局の説明を求めます。

永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 義務教育学校整備事業の進捗状況について御報告申し上げます。

本事業につきましては、2月の本委員会におきまして御報告させていただきましたと
おり、まずは令和13年4月の開校を目標として事業を進めているところでございます。各
設計業務等が完了いたしましたので、現在の進捗状況、そして今後のスケジュール等につ
いて御報告させていただきます。

資料の下段、3の今後のスケジュールの表を御覧いただけますでしょうか。こちらを御
覧いただきながら御説明させていただきたいと思っております。

まず、用地関係ですが、表の③の農地転用・開発許可につきましては、先月、4月の1
8日に許可のほうをいただきました。これを受けまして、次に④の用地買収についてです
が、このたび農地転用・開発の許可が得られましたので、また、全ての地権者様との仮契
約の締結も済んでおりますので、用地取得の準備が整いましたところで、6月の定例会に
用地取得議案の提案を予定しているところでございます。用地取得に関する議案のほう
が議会で議決いただけたら、所有権移転、支払い等の手続に進む予定としております。

次に、表の②の造成設計についてですが、令和6年度末で造成設計のほうは完了いた
しました。表の⑤のほう、造成工事につきましては、用地取得や建物の物件撤去、あと支払
い等が完了した後、令和7年度中に発注する予定としております。2月にお示しさせてい
ただいたスケジュールでは、令和8年1月からの工事着手を予定していたところですが、
農地転用等の許可が得られまして、用地取得のめども立ちましたので、少しでも早く事業
をスムーズに進めるために、造成工事のほう、3か月前倒しし、令和7年10月の工事着
手を現在見込んでいるところでございます。

次に、表の⑥、建築基本設計業務についてですが、令和6年度末でこちらのほうも完了
いたしました。3月の本委員会でも建築基本設計の概要については御報告申し上げまし
たところですが、同じく、保護者、地域住民等の皆さんに対しましても、対象とした報告会
のほうも開催いたしました。建築実施設計につきましては、造成工事の工期や建築工事の
実施時期等を踏まえまして実施する予定としております。

また、表⑨の候補地内の排水先水路であります作兵衛川の改修に係る調査・設計につ
いては、さっきの造成設計とは別に行っているところでありまして、7月に完了する予定で
ございます。この調査設計の結果を踏まえまして、作兵衛川改修に係る補償調査を今後実
施する予定としております。

次に、資料中段の2、ソフト面についてでございます。令和6年度から、開校準備委員
会の下部組織としまして専門部会を置きまして、開校に向けて必要な事項の調査・検討を

進めているところでございます。令和7年度におきましても、開校準備委員会、そして専門部会を開催しまして、校名や通学に関する事項について協議をする予定としております。

以上が現在の進捗状況、そして、今後のスケジュール等で御報告させていただきました。今後とも子どもたちのためによりよい学校をつくるため、まずはこのスケジュールに沿って、令和13年4月の開校を目指して事業を進めてまいりたいと考えております。今後も事業の進捗状況につきましては、適宜御報告させていただきたいと思っております。

報告は以上でございます。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

奥岩委員。

○奥岩委員 何点かお伺いさせていただきたいんですけど、まずは基本設計終わって、令和8年度ですかね、詳細設計入られるっていうことで、実際の工事は令和10年度から2か年半にかけてですかねっていうところなんですけど、今さらの話かもしれないんですが、令和13年4月開校予定、令和10年度に工事着工予定っていうことなんですけど、これ詳細設計が来年度される予定なんですけど、そもそも後ろに結構ずれましたよね。というふうになってくると、ある程度年数がかかると、結構、先ほど初めのところでも、何でしたっけ、児童文化センターのところの指定管理でもお話もありましたけど、物価高とか人件費高とか、もろもろ当初の見込みから変わってきたりですとか、あと、施設の内容のところも5年ぐらいたつと結構変わってしまうんじゃないかなっていうところがあるんですが、これ、例えば詳細設計を少し後ろにずらしたりとか、建築工事をちょっと、1年、2年早めたりとかって、そういうところは川の改修があるから難しいってことでしたっけ。

○安達委員長 質問、分かりましたか、内容。

金田こども政策課義務教育学校準備担当課長補佐。

○金田こども政策課義務教育学校準備担当課長補佐 実施設計と建築工事の間についてでございますが、委員御指摘のとおり、あまり期間を空けますと価格等も変わってまいりますので、あんまり間隔を空けたくないというのが事務局としての考えでございます。その上で、この事業全体を通しますと、主要なところが幾つか工程としてはあるところがございます。一つは造成工事、この造成工事が終わってから建築工事に入るというところがございますので、そういったところから今回、令和13年4月の開校というスケジュールを引かせていただいたところでございます。

一方、実施設計について、建築工事からあんまり期間が空かないようにということで、令和8から9年度というところで実施設計の時期を工期として示させていただいてるところでございます。以上です。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 言ってることは、多分私と同じなのかなと思うんですけど、それがどうしても8年度実施設計、1か年半取ってあるんですけど、10年度は工事開始っていうふうになってます。通常で考えると、前年度の当初予算で設計予算が上がってきて、次年度の予算で工事費のほうが上がってきて、債務負担行為があつたりとかでちょっと2か年、3か年かかったりとかっていうようなこともあると思うんですけど、その辺りは、設計にはやはりこれぐらい期間が必要だろうっていうことでこれぐらい期間を取っておられるのか、

それとも単年度だとちょっときつ从から余裕を持って1か年半ぐら取ってるのか、どういった感じか、もう一度御説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

○安達委員長 金田こども政策課義務教育学校準備担当課長補佐。

○金田こども政策課義務教育学校準備担当課長補佐 実施設計の工期についてでございますが、やはり、かなり大規模な事業でございますので、必要な工期として1年半を見てるところでございます。

また、1点補足でございますが、先ほど、例えば実施設計、もう少し後ろずらしであったりとか、建築工事もう少し前倒しできないか、こういった御意見もあったと思っております。実施設計の工期について、例えばもう少し若干長めにするとか、こういったことはあり得るかと思ひますし、これは造成工事との兼ね合ひも見ながら、適切なタイミングっていうのは見計らって進めていきたいなと思ひています。

一方、建築工事については、これは従前も少し触れたかもしれないんですけど、どうしても国の負担金ですとか、こういったところの認定申請、交付申請等々がござひますので、若干の前倒しとかそういったことは考えていなくて年度ごと、例えば、少し前倒しするんであれば丸々1年前倒しになる、少し後ろずらしにするんであれば丸々1年後ろずらしにするとか、こういったような流れになるのかなと思ひています。現段階においては、13年4月に向けて建築工事を令和10年度に着工するという運びで考えているところでございます。以上です。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 毎回同じようなことを聞いて申し訳ありませんが、理解できました。

そういったしますと、それ前提でのスケジュールのほうになるんですけど、これ以前も質問があったのかなっていうふうには思ひんですけど、令和13年4月開校、その後グラウンドのほうの整備をされるっていうことで、工事車両さんがあったりとか資材を置いたりっていうところで、なかなか同時進行が難しいよっていうことでしたけど、その辺りのところは、やはり現時点でもかなり難しいっていうことでしょうか。

○安達委員長 金田こども政策課義務教育学校準備担当課長補佐。

○金田こども政策課義務教育学校準備担当課長補佐 グラウンド工事の時期でございますが、やはり委員おっしゃいますとおり、我々もそういった可能性は踏まえて検討しているところでございますが、現段階においては、おっしゃるように、やはり建築資材を置いたりですとか、建物が完成した後に外構を整えたりする、こういった関係上、建築工事の後にグラウンド工事に入るということで考えているところでございます。以上です。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 期間もまだかなりござひますので、この話もあったかとは思ひんですけど、近隣の公共施設なり学校さんなりの場所を借りたりですとか、この辺りですと、旧美保学園さんのところが空いてるのかなっていうふうにも思ってしまうので、そういったところで資材を置かせていただいたりですとか、機材を置いたりですとかっていうことができる、ある程度早くなるんではないかなっていうふうには素人感覚だと思ってしまうんですけど、その辺りのところも、あらゆる可能性を模索していただいて、調整していただけたらなっていうふうには思ひますが、いかがでしょうか。

○安達委員長 永榮こども政策課長。

○永栄こども政策課長 その辺りのことを工夫しながら、なるべく早くグラウンドの工事も入れるかっていうところは、担当部署とも協議しながら、引き続き検討していきたいと思っております。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 ありがとうございます。

スケジュール、これを出したから、これで13年4月に開校して、ただグラウンド造成はその後ですよっていうので、単純にそれで動くのではなくて、今御答弁いただいたとおり、できればもう一緒に開校されたほうがいいのはいいですし、児童さん、生徒さん、幼児さん、保護者さんとか地域の方々も、そのほうが地域の施設として、学習施設としては使い方もいいかなと思いますので、繰り返しになりますが、期間はまだございますので、できればこのグラウンド整備のところ、こういった形をすればまだ早めにできるかなっていうところも調整していただけたらなと思います。以上です。

○安達委員長 答弁なしですね。よろしいですね。

徳田委員。

○徳田委員 私は、2点ほどちょっとお伺いしたいんですが、この資料の大きい2のソフト面ということで、まず、開校だよりも多分書いてあると思うんですが、この開校準備委員会の下部組織としての専門部会になるものの構成メンバーについて教えていただきたいのと、令和7年度においても云々って書いてありまして、校名や通学に関する事項について協議する予定だと。協議事項はそれのみなのかどうかという、以上2点、ちょっとお伺いしたいと思います。

○安達委員長 どちらか。

遠藤こども政策課長補佐。

○遠藤こども政策課長補佐 失礼しました。開校準備委員会の下部組織のメンバーについてでございますけれども、まず、部会のほうが、学校運営部会、教育環境部会、PTA部会と3つございます。まず、学校運営部会と教育環境部会のメンバーのほうは、地域の代表の方、その地域の代表の方の中には未就学の保護者の方も含まれております。それから、小・中学校の保護者の代表の方、あとは学校の先生方というのがメンバーでございます。PTA部会につきましては、現役の小・中学校の保護者の方、それから小・中学校の先生方というのがメンバーでございます。

それから、令和7年度の協議事項につきましてですけれども、現在のところ、令和7年度、まず開校準備委員会のほうでは、主に校名選定に係る内容というところでございます。それから、教育環境部会につきましても、主に通学というところでございますけれども、今後、事業が進んでいく中で、必要な検討事項が出てきました場合は、その都度、委員会のほうにお諮りして協議をしていただく予定としているところです。以上でございます。

○安達委員長 徳田委員。

○徳田委員 基本はこの記載のとおりということなんですけども、例えば通学一つ取ってみましても、スクールバスの運行に関するという理解でよろしいのでしょうか。

○安達委員長 永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 通学バスの運行についてももとより、その他の歩いての通学ですとか自転車の通学を含めて、検討していくことを考えております。

○安達委員長 徳田委員。

○徳田委員 スケジュール表で、ガントチャートでハード面のやつは、こういうふうに指し示していただいたんですが、できればなんですが、非常にソフト面も重要なことだと思いますので、同様の資料を、ソフト面の計画なりなんなり、この文章で、2行ほどで説明されても、ちょっと私ども理解が進みませんもんですから、一覧表で、こういうガントチャートで示していただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○安達委員長 答弁はいいですね。

ほかに。

戸田委員。

○戸田委員 奥岩委員さんの質問と重複するんですけども、私も、建築の設計、実施設計ができてから建築工事まで1年間の空白が生じるということがあるんですけども、この辺のところで、やはり、先ほども奥岩委員さんもおっしゃったように、関係者の方々、待ち望んでおるといような観点からすれば、やはりもっと詳細的に十分な業務の内容を把握されて、もっと縮小していくんだと、遡って前倒ししていくんだといような観点がないのか、その辺の実施設計は、もう1年半というのは、私は私の経験則でちょっと納得できない。1年間で実施設計をして、国との事前協議等の申請等、負担金手続等をやりながら設計を、いわゆる工事を実施していくんだという流れだろうというふうに思うんですけども、やはりそういうふうな、ある程度凝縮するといようなタイムスケジュールの考え方はないですか、改めて伺っておきたい。

○安達委員長 永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 スケジュールの短縮というところでお尋ねですが、我々としても、少しでも早い開校、また、スムーズな事業の進捗というところを図ることは考えておるところでございまして、このたび造成工事のほうもめどが立ったというところで、事業の3か月前倒しを考えたところでございます。実施設計、建築工事につきましても、まだ現在、造成工事のほうはまだ不確定要素も多いというところで、現在この令和13年4月開校に向けた建築工事の工期からの実施設計のスケジューリングというところで今こういったスケジュールをお示ししているところですが、今後、なるべく事業を早く進めれるところは進めていくという観点は持ちながら、柔軟にそこはスケジュールを設定していくことを考えていきたいというふうに思いながら事業を進めているところでございます。以上でございます。

○安達委員長 戸田委員。

○戸田委員 やっぱりね、そういうふうな多角的な観点からやっぱり関係課、都市整備部とも十分に検討しながら関係機関とも調整を図って、やはりそういうふうなある程度のスピード感を持った対応を、私は今後講じていくべきだと思いますよ。やはりそういうことじゃないと、関係者の方々に待っていただいと、そういうことから考えていけば、やはりもっと努力するべきは努力しながら、スピード感を持った対応を私はしていくべきだというふうに私は思います。これは強く要望しておきたいというふうに思います。終わります。

○安達委員長 ほかにありませんか。

松田委員。

○**松田委員** 前回の委員会のときにも自治会、自治連合会ですか、一つ回覧が回らないという問題があつて、その報告はあつてこの流れかなと思うんですけど、その報告については今回ないんですか。

○**安達委員長** 永栄こども政策課長。

○**永栄こども政策課長** 自治会のほうのお話ですけど、こちら引き続いて、まちづくりセクションなども一緒に地元の方々と対話を重ねているところでございまして、御理解いただくように今努めているところでございます。

○**安達委員長** 松田委員。

○**松田委員** まだ回覧は回ってない状況が続いてるんですか。

○**安達委員長** 永栄こども政策課長。

○**永栄こども政策課長** 今その開校準備だよりが自治会のほうで回覧というところですが、こちらは現地点で、まだ協力を得られるというところには、現時点ではまだ至っておりませんが、地元のほうでも様々な御意見がある中で、事業に協力していくべきというような御意見もいただいておりますので、引き続き対話を重ねて、自治連合会の協力を得られる方向で、方向に向かって対話を進めていっているところでございます。

○**安達委員長** 松田委員。

○**松田委員** 今後、用地取得とか学校名とか、そういった形でレベルが上がった協議になりますんで、やっぱりその辺りは対話を進めて解決をして、しましたという報告を待ちます。以上です。

○**安達委員長** 又野委員。

○**又野委員** さっき松田委員が言われたんですけども、やっぱり地元の自治連合会、3つのうち1つとはいえ、大事なことだと思ってやっぱり気にしている委員も多いので、やはりその報告も併せてしていただきたいかと思うんですけども、そのことについては、どのようにお考えでしょうか。

○**安達委員長** 永栄こども政策課長。

○**永栄こども政策課長** 今、引き続き、そちらのほうの対応はしながら御理解いただけるように努めているところでございます。今回、現在の進捗状況というところで御報告させていただいたところですので、引き続きそういった対話は続けていって、御理解いただけるような動きをしていきたいと思っております。

○**安達委員長** 又野委員。

○**又野委員** 対話は続けてるっていうのはさっきの話で承知してるんですけども、実際、協力いただけるようになったっていうときは報告いただいても、当然だと思いますけれども、まだ今はこういう状況ですっていう報告もあつてしかるべきだと思いますんで、やはりそこは、気になっている状態ですんで、委員のほうでも。まだだったとしても報告をしていただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

○**安達委員長** ほかにありませんね。

〔「なし」と声あり〕

○**安達委員長** ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時23分 再開

○安達委員長 民生教育委員会を再開いたします。

福祉保健部所管の米子市福祉保健総合センターへの指定管理者制度の適用方針について、当局の説明を求めます。

渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 米子市福祉保健総合センターへの指定管理者制度の適用方針について御報告いたします。

サイドボックス内の資料、今通知させていただきましたけども、米子市福祉保健総合センターへの指定管理者制度の適用方針についてを御覧ください。米子市福祉保健総合センターふれあいの里では、平成18年度から指定管理者制度を適用しておりまして、現在の指定期間が令和8年3月31日で満了することから、令和8年4月1日以降も引き続き指定管理者制度を適用するため、適用方針を御報告するものでございます。

資料2の管理業務の範囲につきましては、施設、設備等の維持管理のほか、記載のとおりでございます。

3の使用許可事務の代行につきましては、貸室等の使用許可を指定管理者が代行することといたしております。

4の利用料金制度の採用につきましては、施設の利用料金は、指定管理者が条例に規定する利用料を利用者から徴収し、指定管理者の収入として収受をすることといたしております。

5の指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

6の選定方法につきましては、公募で実施をいたします。

7の公募に日につきましては、令和7年7月7日を予定いたしております。

9の今後のスケジュールにつきましては、7月から公募を開始をいたしまして、9月と10月にそれぞれ部内選定会議、市の選定委員会を開催いたしまして、12月に市議会への議案上程、議決の後、指定管理者の指定を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

○安達委員長 当局の説明が終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めたいと思います。

松田委員。

○松田委員 そもそもみたいな話になってしまうんですけど、300人ぐらい会計年度職員さん含めて、あそこのふれあいの里にはおられて、客観的にぱっと思ったときに、直営じゃできないのかなと思ったんです、貸し環境があるとはいえ。その辺りって、やっぱり指定管理を選択するに当たっては、やっぱりこの指定管理がいいというに至るところがあると思うんですけど、大ホールなんかも大分利用が少ないような話も伺いましたし、その辺りって直営じゃ駄目なんですかねっていうところは、検討されたところがあるんでしょうか。

○安達委員長 渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 今回の指定管理者の適用につきましては、まず、指定管理者制度、そもそもどういった効果がということですけども、民間事業者のノウハウを活用することで管理費用の節減であったりとか、民間事業者の発想によるサービスの向上というのを目

的にいたしましたものでございます。委員おっしゃいますように、今、ふれあいの里も相当職員の数も増えて、課の数も増えている状況もございます。

そういった中で指定管理者制度を適用する理由といたしましては、この間、平成18年から指定管理者制度適用しておりますけども、おおむね指定管理者のほうでは、施設の管理、維持管理であるとか、例えば掃除等の環境面、そういったところをしっかりとやっていただいていること、それから、老人福祉センターの実施事業等も担っていただいておりますけども、こちらについても、民間のノウハウを生かしながら実施をしていただいているということもございまして、引き続き、指定管理者制度のほうを適用する方針といたしたところでございます。以上です。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 そうすると維持管理コストが、やはりその指定管理のほうはかなり有利だというような試算をしたというか、そういうようなところがあるんですか。

○安達委員長 渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 維持管理のコストに関するお尋ねでございますけども、かつちりとした試算を今出しているところではございませんけども、直営でやるもの、やった場合と指定管理者にお願いをした場合と比較をしますと、指定管理者にお願いをしたほうが管理経費の縮減につながるものというふうに考えております。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 今後ね、またいろいろほかの施設もありますんで、維持管理コストとかがこういう指定管理のほうで安いということになれば、ほかのところの施設でも、そのような運営の仕方、指定管理の導入とかっていうのもありなのかもしれませんし、その辺りは参考にして、トータル的に今後ほかの施設も含めて、コスト削減するんだったら、例えばほかの施設できないかとかっていうのも検討の材料にはなるかなと思うので、何というか、調査とか研究していただいて、コスト面、指定管理者のメリットっていうのをこんだけあるよっていうのが数字面でも分かればいいかなと思いますが、ちょっとその辺り検討していただければと思います。以上です。

○安達委員長 ほかに。

又野委員。

○又野委員 指定管理者制度について、先ほどのこども総本部のときでもこの指定管理者制度についての話があったので言ったんですけども、直営より経費が安く済むっていうところで、主に経費を安くするために抑えられるのが人件費っていうところが多いと私は感じているので、基本的には否定的な立場ではあるんですけども、先ほどの分では、人件費とか物価高騰とかで指定管理料しっかり考慮して、市の積算のほうも社会情勢に合わせて上げていくとは言われなかったですけども、社会情勢に合わせて計算していくっていうふうに言われました。それでいいのかっていう確認と、あと、これも5年間なんですけれども、5年の間に、先ほどの分では非公募だったんですけども、人件費のほう、ちゃんと上がっていくような積算でされるということを言っておられました。公募の分について、申込みがあったところが、ちゃんと人件費を確保していて、人件費を順々に、年ごとに上げていくようなところに対して評価が高くできるようになるのか、そこら辺ちょっと教えてもらってもいいでしょうか。

○**安達委員長** 渡部福祉政策課長。

○**渡部福祉政策課長** まず、指定管理者制度のメリット等については先ほど御答弁したとおりではありますけども、管理経費の節減というところはもちろんありますけども、ただ、そこに働かされている職員の方もいらっしゃるということで、その辺の人件費等は、やはり適切な額ではないといけないというふうに考えております。

その中で、まず、指定管理公募する場合の公募の要綱におきまして、指定期間5年間の管理料の参考価格を載せる予定にいたしております。その積算におきましては、人件費につきましては、ここ近年の金利の上昇具合であるとか、また、管理費の観点でいけば光熱水費等のところも近年の上昇等を加味したもので、参考価格を積算する予定といたしておりますので、そういったところで反映をさせていきたいというふうに考えております。

また、応募のあった後の審査でございますけども、この段階におきましては、各事業者から収支計画が出てまいります。当然、人件費等の収支計画も出てまいりますけども、そこが、人件費の設定、管理費の設定等がまず適切かどうかというところは評価の項目として入れる予定にいたしておりますので、そこでそういった人件費等の計上が適切かどうかということも審査をして、評価の対象としていく予定でございます。以上です。

○**安達委員長** 又野委員。

○**又野委員** 一応ちょっと確認ですけれども、市で積算する分は、5年間の分っていうのはちょっとずつ人件費は上がるようにこの公募の分もされるっていうことでよろしいでしょうか。先ほど非公募の分はそうようにされるって言ってたんですけど。

○**安達委員長** 渡部福祉政策課長。

○**渡部福祉政策課長** 先ほど御答弁しましたように、直近の民間等の賃金の上昇等を反映した額で積算を、これからさせていただくことになりますけども、そういった数字を見ながらということになります。以上です。

○**安達委員長** 又野委員。

○**又野委員** 先ほどの非公募のときはそういう答弁がありましたので、ぜひとも年ごとにやっぱり上がっていくような積算をしていただかないと、日本が物価上昇に賃金が追いつかず、実質賃金は、ずっと下がってるっていう状況は、もしかしたらこれまでの指定管理者制度にも要因が一つあるのかなとかって感じたりするので、やはり年ごとにでも賃金が上がっていくようなやっぱり計算をしていただくよう要望をしたいと思います。

それと、部長にですけれども、この後も指定管理者制度の分、続けてあるので、同じことをほかのところでもちょっと考えていただければと思いますんで、よろしく願います。以上です。

○**安達委員長** ほかに。

伊藤委員。

○**伊藤委員** 1点だけお聞かせ願いたいと思います。さっき松田委員も触れられましたけれども、大会議室の椅子等が改修の必要があるということで、今、ほぼ貸室としては使われていない状況ではないかと思うんですけども、指定管理の中でそれが改善されると、収入面でも違ってくるというふうに思うんですが、どのように今回、5年間決まっちゃうと思うんですけども、説明されているのか、教えていただきたいです。

○**安達委員長** 渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 ふれあいの里 1 階の大会議室に関するお尋ねでございます。現状ですけれども、令和 5 年度まではワクチン接種会場であったりとか、その予定があるということで、貸出しのほう休止をいたしておりました。令和 6 年度から貸出しを再開をいたしておりまして、これが平日の夜間と土日祝日のみの貸出しということでしておりますけれども、観客席を締まった平土間の状態でお貸しをするということで今やっております。今後の活動、活用方針等も含めてということでもありますけれども、可動式の椅子出しますと、最大 300 人程度入るという施設でございまして、今、ふれあいの里の駐車場が 147 台ということで、そこを例えば昼間の、例えば健診、お子さんの健診であるとか、大人のがん検診であるとか、または老人福祉センター来られるような時間にフル稼働しますと、ちょっと駐車場の問題が発生してきたり、だんだんバスのルートにもなっておりますので、その運行にも支障が出るということで、現在そういった取扱いをいたしております。

今後につきましては、そういった状況も含めまして、施設の老朽化の具合等もありますので、そういったところも含めて、様々な角度から検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○安達委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

奥岩委員。

○奥岩委員 今、松田委員と伊藤委員から御質問あったんですけど、大会議室の壊れてる可動式の椅子の件なんですけど、もうそのまま次の 5 年間もされるってということですか、修理はされないですか。

○安達委員長 渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 大会議室の今後の活用方針ですけれども、当面の間は今の状態で使う予定といたしておりまして、今後、例えば大規模改修等発生するような段階におきまして、その活用方針等も検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 ちなみにちょっと、私も覚えてないのであれなんですけど、築何年ぐらいだったか覚えてないんですけど、次の大規模改修って何年後ぐらいになるんですかね。

○安達委員長 渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 現在、ふれあいの里ができてまして、29 年であるというふうに認識をいたしておりまして、市の管理計画上でいきますと、一応 40 年をめどに大規模改修ということになっております。現状、個別、公共施設の総合管理計画の個別施設計画の中でいきますと、来年度が築 30 年ということで、計画上ではそういった設備の修繕等の費用ということで今計上いたしておりますけれども、この間、施設の中の設備等の修繕等を随時行ってきたりすることもありまして、例えば来年度、今大規模な修繕・改修が必要かということになりますと、現時点ではそういう必要はないというふうに考えておりますので、今後、必要な点検等もしながら、そういった大きな改修の時期は探していきたいと考えておりますし、そういった流れの中で大会議室の活用をどうしていくかっていうことも考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 ということは、向こう 10 年はないってことですよ。ていう答弁でよろし

かったでしょうか。

○安達委員長 渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 向こう10年、必ずないということではございませんで、一応は今の計画上は40年、築40年のところで大規模改修というところで計画上は予定をいたしておりますけれども、この間にそういった老朽化具合、それから各種点検等も行いながら、老朽箇所出てくれば、早急にそういった手当ても必要になることもあろうかと思っておりますので、そういった日々の建物の状況等も見ながら検討していきたいというふうに考えております。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 いや、老朽箇所とか細かいところのお話をさせていただいてるのではなくて、大会議室の座席の、可動式の座席の話なんですけど、それは向こう10年はないですよねっていう確認でした。いかがでしょうか。

○安達委員長 渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 これにつきましても、今、ふれあいの里のほうも、今いろんな施設、各課入ってきて、少し庁舎化しているような状況もございますし、そういった庁舎の在り方であるとか、ふれあいの里自体がそういった福祉保健総合センターの役割と庁舎としての役割も果たしてきているところでございますので、そういった施設の老朽化とかそういった状況も含めながら、大会議室の、今後どうしていくかっていうことは検討していきたいというふうに考えておりますので、10年間必ず修理をしないかっていうことではございません。以上です。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 今回の指定管理の、令和8年度からの向こう5年間については承知いたしました。

恐らくこれは令和13年度からまた同じように使うのか、違うように使うのかってところで、いろいろほかの委員さんからも御意見あって、課題がかなりあるなっていうような感じがしますし、今御答弁いただきましたとおり、こちらの建物のほう、市としてもかなり使わせていただけてますし、子育てですとか教育委員会のところもあたりとか、いろいろ複合的に使ってる場所もございますので、公共施設総合管理計画だけではなくて、市全体で考えたときに、この施設としてどういった形がいいのかってというのは、近々で検討してくださいとは言いませんので、次の令和13年度以降のところは、しっかりとこういった方向性でこういうふうに使いますっていうのが出るように御準備いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 ぜひね、この建物どういうコンセプトでやっていくのかっていうのを全庁的に考えていただきたいと思います。

○安達委員長 要望で。答弁はいいですね。

○松田委員 いいです。

○安達委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 すみません、私も重ねて。以前、子育て支援センターがありましたけれども、もし大会議室の、使わないっていうようなところがあったら、何か開放みたいなことがで

できればありがたいなと思ったところで、一つの意見ですので、ぜひ御検討お願いします。
以上です。

○安達委員長 ほかにないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズへの指定管理者制度の適用方針について、当局の説明を求めます。

伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 そうしますと、米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズへの指定管理者制度の適用方針について御報告させていただきます。資料のほうを御覧ください。

まず、米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズは、平成18年度から指定管理者による管理を行っているところでございます。現在の指定期間は、令和8年3月31日で満了することから、令和8年4月1日以降も引き続き指定管理者制度を適用するために、適用方針を御報告するものでございます。

2の管理業務の範囲につきましては、施設、設備等の維持管理のほか、記載のとおりでございます。

3の使用許可事務の代行につきましては、貸室等の使用許可を指定管理者が代行することとしております。

4の利用料金制度の採用についてでございますが、米子市心身障害者福祉センターにおきましては無料でございます。けれども、米子サン・アビリティーズにおきましては、施設の利用料金は、指定管理者が条例に規定する利用料を利用者から徴収し、指定管理者の収入として収受するというようにしております。

5の指定期間につきましてはでございますが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

6の選定方法につきましては、公募で実施したいというふうに考えております。

7の公募の日につきましては、令和7年7月7日を予定しております。

次のページになりますけれども、9の今後のスケジュールにつきましては、7月から公募を開始いたしまして、9月、10月にそれぞれ部内選定会議、選定委員会を開催いたしまして、12月に市議会への議案上程、議決の後、指定管理者の指定を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市シルバーワークプラザへの指定管理者制度への適用方針について、当局の説明を求めます。

山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 そういたしますと、米子市シルバーワークプラザへの指定管理者制度の適用方針について御報告申し上げます。資料のほう御覧ください。

米子市シルバーワークプラザでは、平成18年度から指定管理者制度を適用しており、

現在の指定期間が令和8年3月31日で満了することから、令和8年4月1日以降も引き続き指定管理者制度を適用するため、適用方針について御報告をするものでございます。

資料の2番でございますが、管理業務の範囲でございますが、施設、設備等の維持管理のほか、記載のと通りの業務でございます。

3番の使用許可業務の代行につきましては、貸室等の使用許可を指定管理者が代行することとしております。

4番にあります利用料金制度につきましてはですが、このシルバーワークプラザにおきましては、この利用料金制度は採用せず、施設の利用料金につきましては、別途収納業務を委託することとしております。

5番の指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

6番の選定方法につきましてはですが、こちらにつきましては公募は行いませんので、公益社団法人米子広域シルバー人材センターを選定することとしております。

7番に選定、公募を行わない理由について記載をしておりますけれども、一番大きな理由といたしましては、この選定先の米子広域シルバー人材センターは、このシルバーワークプラザを拠点として高齢者の能力活用及び社会参加の推進のための事業に取り組んでおられますので、この施設管理を一体的に行っていただくことによりまして、効果的かつ効率的な運営を図っていただけるものと考えております。

次のページに行きまして、9番に今後のスケジュールを記載しておりますが、今後のスケジュールにつきましては、まず最初に、選定先のシルバー人材センターと協議を行った後に、後は、その後のスケジュールについてはほかの2施設と同様のスケジュールになっております。

説明は以上でございます。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めたいと思います。

徳田委員。

○徳田委員 報告については承りました。シルバーワークプラザというぐらいですから、この広域シルバー人材センターさんが担われるのは、私としては了とするんですけども、私はちょっと一つ危惧してますのが、構成の職員さんっていいですか、年齢的な部分で果たしてどうなのかなという、構成員の募集っていいですか、全体の担い手の部分で。想定どおりの必要な人員が確保できるのかなという点がちょっと一つ気がかりなんですけども、その点については懸念はないでしょうか。

○安達委員長 山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 シルバー人材センターにおきましての会員の募集ですとかそういったことも、実はかなり苦慮しておられるというふうに現場のほうからは話を聞いております。先ほど来からも話がありましたように、実際のシルバー人材センターの事務局の職員さんについても年齢構成等もありますし、そもそもの体制等もいろいろと御相談は伺ってところでございます。それで、この指定管理の期間の中でしっかりとこの会員の増ですとか、シルバー人材センターの運営も含めてですけれども、管理業務も含めて、しっかりとお任せできるような体制について協議をして進めたいと考えております。

○安達委員長 徳田委員。

○徳田委員 そういう視点をお持ちだということですので安心いたしました。本当に高齢、超高齢と言ってもいいぐらいの状況ですので、実際、本人は体力的に大丈夫だっていっても、いわゆるいろんな、シルバー人材センターの業務って例えば草刈りだとか、いろんな労作業も多いわけですので、その辺のちょっと担い手として本当に十分耐えるのかどうかなっていうところまでちょっと踏み込んでいただいて、ケアなりサポートなりをちょっとお願いしたいと思いますので、これは要望として上げさせていただきます。以上です。

○安達委員長 ほかに、委員の皆様、意見はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 ないようですので、民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前 11 時 52 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○安達委員長 民生教育委員会を再開いたします。

市民生活部所管の改正戸籍法施行に伴う戸籍への氏名の振り仮名登録に係る通知書について、当局の説明を求めます。

小乾市民生活部次長。

○小乾市民生活部次長兼市民一課長 改正戸籍法施行に伴う戸籍への氏名の振り仮名登録に係る通知書について御報告いたします。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。最初の四角で囲んだ部分でございますが、戸籍への氏名の振り仮名登録については、令和7年1月閉会中の民生教育委員会において御報告申し上げましたが、改めて概要などを載せております。令和7年5月26日の改正戸籍法施行日以降、順次、戸籍に氏名の振り仮名が登録されることとなり、戸籍に記載される予定の振り仮名について、本籍地の市区町村長が本籍人に通知を送付いたします。通知の振り仮名が誤っている場合は、正しい振り仮名の届出が必要となりますが、正しい場合は届出は不要であり、施行日から1年経過後に通知の振り仮名がそのまま戸籍に記載されることとなります。

1の戸籍に記載される振り仮名の通知についてを御覧ください。通知の内容についてでございます。戸籍に記載される予定の振り仮名を圧着はがきで米子市を本籍とする方に通知いたします。

資料2ページ及び3ページの通知レイアウトを御覧ください。まず、通知の宛先についてでございます。戸籍の先頭に記載されている方を筆頭者といいます。筆頭者がその戸籍に在籍している場合は筆頭者宛て、筆頭者の住所と異なる在籍者については在籍者宛てに郵送いたします。筆頭者が除籍となっている場合は配偶者宛て、配偶者の住所と異なる在籍者については在籍者宛てに郵送いたします。筆頭者及び配偶者が除籍となっている場合は、住所ごとに在籍者全員宛てに郵送いたします。

続きまして、2ページの通知レイアウト表面の中央と右側を御覧ください。通知書の振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに正しい振り仮名の届出が必要となり、氏の振り仮名の届出が可能な方及び名の振り仮名の届出で可能な方をお知らせします。また、通知された振り仮名が相違ない場合は届出は不要であることなどを御案内しま

す。

3 ページの通知レイアウト裏面を御覧ください。法務省から例示されているよくあるお問合せ及び振り仮名の届出の方法についてお知らせします。マイナポータルを利用したオンラインでの手続の方法の説明及び郵送や窓口でも届出が可能であることを御案内します。

次に、資料 1 ページの発送予定についてでございますが、発送予定日は令和 7 年 7 月 14 日から発送開始の予定であり、順次配達されることとなります。改正戸籍法施行日は令和 7 年 5 月 26 日でございますので、発送予定日までの期間が空いておりますが、これは、施行日前に米子市以外で戸籍の届出をされた本籍人について、米子市に情報が届くまでに二、三週間程度かかり、それを戸籍に反映させて通知対象者を確定した後に通知書を作成、発送するためでございます。通知先は同一戸籍かつ同一住所ごとであり、1 通につき 4 名まで記載されます。5 名以上の場合は通知が複数通にわたります。発送通数は約 7 万 8,000 通の見込みです。県内、他市町村の状況については、6 月下旬から 8 月下旬に発送予定と聞いております。

次に、2 の届出専用窓口の開設についてでございますが、5 月 26 日の法施行日以降、市民一課の戸籍窓口で対応いたしますが、7 月上旬からは第 2 庁舎 2 階に、振り仮名に係る届出専用窓口を開設するとともに、7 月から専用電話のナビダイヤルを開設し、振り仮名の届出のほか、制度や通知に関するお問合せや御相談に対応いたします。

3 の周知方法でございますが、5 月にホームページに掲載、6 月に広報よなごに掲載及び行政情報デジタルサイネージによる広報、7 月に自治会向け広報回覧など、あらゆる手法で周知・説明を行い、市民の皆様が混乱されることがないように丁寧な対応を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めたいと思います。

徳田委員。

○徳田委員 これ法改正に基づく部分なので、報告につきましては、一応了とさせていただくんですが、ちょっと何点か事務手続上のことでお伺いしたいと思います。通知レイアウトということで資料の御提示があるんですけども、大体このようなレイアウトに沿って本市も作成予定であるのかどうかというところがまず 1 点と、おおむねこういった通知が来ますと、年配の方は何が来たんだろうということで非常に困惑される部分もあると思うんですね。その中で周知方法ということで、ホームページや広報よなごに掲載されるということなんですけども、これが 7 月の発送予定ということなので、今となっては仕方ないんですけど、もっと早めに何か、繰り返し周知できるような方法もちょっと検討いただけないかなと思います。いずれにしても、まあ関係ないわっていう格好で廃棄される可能性ももしかしたらあるのかなという、特に年配の方については、そういう懸念がありますので、いま一度その辺、どのようにお考えなのかっていうのをちょっとお聞かせいただけたらなと思います。

○安達委員長 小乾市民生活部次長。

○小乾市民生活部次長兼市民一課長 まず、通知レイアウトについてでございますが、今後変更の可能性もありますが、おおむねこのような形で考えておりまして、連絡先であ

ったり、あと、法務省のお問合せ番号が確定しましたらそれを載せたり、細かいところを調整図った上でほぼこのような形で、国が示したひな形に沿って、このような形で発送する予定でございます。

広報についてでございますが、もともと戸籍が国の事務でございまして、国のほうもテレビでコマーシャルを流すというようなお話であったり、あと、一度せんだって日本海新聞にも、地方紙にも広報するということで載っておりました。それは法務省のほうの、国の周知なんですけれども。ほかにも法務省のほうもいろいろ方策は、周知方法、考えておられるんですけれども、米子市としてもそれ以上に皆さんの目に触れるようにしないといけないと思っております、ホームページと広報よなごは基本的なことなんですけれども、デジタルサイネージのほうもちょっとこのたびやってみようと思っております、市民一課の前であったり、正面玄関入ったところの広告付のAEDのところであったり、公会堂前の公会堂ビジョンに流したりもしてみようと思っております。

あと、年配の方が見られるのが自治会向けの広報回覧を考えてございまして、自治会回覧を発送に合わせてしてみようと思っております、それに詳しく載せて、回覧だったらまた見ていただける年齢層の方も違ったりするのかなということで、ちょっとこのたびは回覧もしてみようと思っております。以上でございます。

○安達委員長 徳田委員。

○徳田委員 続いて、ちょっとこの中で私が再確認させていただきたかったのが、本籍地のほうに一応、本籍地の住所に送られるってということなんです、例えば、今施設入所していらっしゃる方とかもいらっしゃいますよね、中には。そういった方についてはどういった格好で、施設の入所の住所のほうに通知されるのでしょうか。

○安達委員長 小乾市民生活部次長。

○小乾市民生活部次長兼市民一課長 基本的には住民登録地に発送ということになっておりますので、戸籍の付票という住所の履歴が載ったものがあるんですけれども、その付票の住所地に送るというふうに定められておりますので、住民登録地に送るという形になります。それがもし施設であれば施設のほうにお送りするような形になろうかと思えます。

○徳田委員 分かりました。ありがとうございます。

○安達委員長 以上ですか。

伊藤委員。

○伊藤委員 一つ教えてください。3ページの通知レイアウトのQ3のところなんですけど、通知された振り仮名は現在使用している振り仮名ですが、これと異なる振り仮名で届出をするとどうなりますかというところなんですけど、Aに、一定の要件を満たせばという「一定の要件」を分かれば教えていただきたいんですけれども。

○安達委員長 どなたか。

松本市民一課長補佐。

○松本市民一課長補佐 一定の要件についてでございますが、一定の要件とは、通常、読み仮名として通用する漢字の読み方ということでございまして、それ以外のものにつきましては、その後段についております預金通帳等でその通常読みを使っておられるってということが分かれば、届出ができるということになります。

○安達委員長 伊藤委員。

○伊藤委員　じゃあ、例としてなんですけど、純粹の「純」でぴゅあという、そういう名前をつけている方がいらっしゃいます。それは一定の要件で読み仮名として通用するのかなのかっていうのは何か通用しないような気がするんですけど、通帳とかもちっちゃいのでなかったりとかするとどんなになるんでしょうか。

○安達委員長　松本市民一課長補佐。

○松本市民一課長補佐　通常、なかなか読みにくい振り仮名につきましてですが、先ほどの例でございましたぴゅあさんという名の振り仮名でありましたら、やはり何かしら、名づけの本人、こういうふうに記載がありましたとか、そういうことでもこちらのほうに届出のときに、それを書面で書いていただければ届出として受理いたします。また、医療にかかられるときに診察券であるとかそういうものに振り仮名、読み仮名が書いてあるものをお持ちであれば、それを見せていただければ届出を受理することができます。以上です。

○安達委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　すみません、何か、もう一つ聞かせていただきたいんですけど、今の名前がちょっとつらくて、虐待等に遭ってつらくて名前を変更したいっていうことで考えている方っていうのは、それはもう全然該当しないっていうことなんじゃないかな。

○安達委員長　竹本市民一課長補佐。

○竹本市民一課長補佐兼戸籍担当課長補佐　一般に認められているものが届出ができますので、このたびその一般に認められる基準に沿ったものを提出していただいたら受理することができます。

○安達委員長　補足ができますか、ですか。手挙げて。

竹本市民一課長補佐。

○竹本市民一課長補佐兼戸籍担当課長補佐　例えば、先ほどの「純」と書いてぴゅあというふうになづけられていたということなんですけど、そういう例であった場合、今までは戸籍に公証されておきませんので、このたび5月26日以降、戸籍に公証されるというふうにな法が整備されましたので、「じゅん」というふうに届出られた場合は受理ようになります。

○安達委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　すみません、しつこくて。さっきのぴゅあさんと、またさっきの、2番目に言った虐待等でっていうのはまた別の方、全然別の方なんですけど、今、現にそういうふうになちょっと相談を受けていて、お聞きしたいんですけども、そこは基準だとか要件っていうところがどこら辺まで、何かその判断はどこがするんですか。

○安達委員長　竹本市民一課長補佐。

○竹本市民一課長補佐兼戸籍担当課長補佐　判断は、届けを出された各市町村が判断するんですけど、疑義があった場合は法務局に照会するような形にはなります。

○安達委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　じゃあ、市が疑義があった場合は法務局に照会ということなんですね。結局、法務局っていうことは、国がまた判断するっていう、これは基準満たしてますよとか、基準満たしてないので返還してくださいとか、そういうようなことになるんですか。そういうやり取りが起こるんでしょうか。

○安達委員長　竹本市民一課長補佐。

○**竹本市民一課長補佐兼戸籍担当課長補佐** 市が法務省に、法務局に照会した案件は、法務局のほうで判断を下すような形になりますので、その判断に基づいて回答させていただきますようにします。

○**安達委員長** よろしいですか。

○**伊藤委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**安達委員長** ほかにありませんか。

又野委員。

○**又野委員** ちょっと確認ですけれども、もしこの振り仮名を訂正というか誤ってたりした場合、届け出る場合が、マイナポータル、保留をしてオンライン等、市町村の窓口の2つということでしょうか。

○**安達委員長** 小乾市民生活部次長。

○**小乾市民生活部次長兼市民一課長** そのほかに郵送で届けるという方法と、3つになります。以上です。

○**安達委員長** 又野委員。

○**又野委員** 郵送も市町村のところに届くんですよ。

○**安達委員長** 小乾市民生活部次長。

○**小乾市民生活部次長兼市民一課長** 郵送での場合は、この通知の3ページを御覧いただきますと、右下に届け書送付先ということで送付先を、市役所のほうを入れておきまして、そこに送っていただくということになります。以上です。

○**安達委員長** よろしいでしょうか。

又野委員。

○**又野委員** マイナポータルでのオンラインか市町村の、郵送か来るかにして、市町村のその担当でっていうことでよかったんですよ。郵送にしても各市町村に。

○**安達委員長** どちらか、分かりました。

松本市民一課長補佐。

○**松本市民一課長補佐** 郵送先でございますが、これは、本籍地の役所でも構いませんし、反対に、住んでらっしゃる住民登録地の役所でも構いません。窓口についても同じことになります。以上です。

○**安達委員長** 又野委員。

○**又野委員** なるほど、分かりました。届出先は本籍地か住所地か、どちらでも構わないってことですね。

それで、届出の方法について、こればつと見ると、オンラインでっていうようなイメージをすごい持ってしまうような気がしまして、方法としては幾つかの、例えば窓口で、郵送でっていうのがほかにもあったとしたら、3つの方法がありますとかっていうふうにやっていたいたほうが、なかなか、ずっと進まないとちょっと分かりづらいので、ばつとどういうふうに手続きができるのかっていうのをもうちょっと分かりやすくできないのかなって思ったところなんです。私が見てもそうだったので、もっと年配の方だったら余計分かりづらい部分があるのかなと思ったので、工夫ができればそこをちょっと工夫していただければと思います。先ほど、基本的にはこれで、こういうような感じでって言われたんですが、そこら辺ってできるものでしょうかね。

○安達委員長 質問が。

竹本市民一課長補佐。

○竹本市民一課長補佐兼戸籍担当課長補佐 通知レイアウトにつきましては、国が示した様式でやるというように全国的になっておりますので、これが法務省が示した様式ですので、米子市もこれに準じて作成する予定になっております。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 分かりました。これ自体はこれだったとしても、では、周知のときにでも、そのような分かりやすい、こういう手続の方法が幾つか、何個か種類がありますっていうことで、ぱっとそれが最初に分かるような感じで周知のときにしていただければと思いますんで、よろしくお願いします。

それと、窓口設置するということで、もしかしたら予算のときにも聞いたかもしれないんですけど、そこら辺の人員体制っていうのはどうなっていましたでしょうかね。

○安達委員長 小乾市民生活部次長。

○小乾市民生活部次長兼市民一課長 そちらの専用窓口のほうには、正職員 2 名と会計年度任用職員 6 名、あと、通知を発送した後に一番問合せですとかお客様が多いと思いますので、そのときは市民一課のほうから、ほかの戸籍の担当はもちろんのこと、ほかの担当からも人員を投入して対応する予定にしております。以上です。

○又野委員 分かりました。以上です。

○安達委員長 よろしいですか、はい。

ほかにはないので、本件については終了いたします。

次に、指定管理者制度の適用方針について、当局の説明を求めます。

足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 そういたしますと、指定管理者制度の適用方針について御説明させていただきます。画面上に通知が届きますので、そちらをクリックしていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしますと、本日報告させていただく施設は、米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターでございます。

指定管理の業務範囲を 2 に記載しております。(1) にありますように、施設や設備などの維持管理、利用料金の徴収、利用者の応接といった管理業務がまず一つ。そして、もう一つが、特徴的なものですが、(2) のアからエに記載している水鳥公園ネイチャーセンター条例第 4 条に規定しております運營業務になります。

次に、3、4、5 と進みますが、使用許可の事務の代行は有り、利用料金制度の採用有り、指定の期間は来年度、令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年度末までの 5 年間になります。

そして、選定方法につきましては、公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団を選定候補者とする非公募といたします。

非公募とする理由ですけれども、8 に特記事項として記載しております。まず、1 つ目といたしまして、当該財団は、野鳥の鳥類、自然環境に関する専門的知識を有しております。また、平成 7 年の開館以来、30 年にわたりまして施設の運営管理を担っておられます。このことにより、環境学習における丁寧な説明や野生鳥類などの観察、生息条件の維持管理、湿地の保全管理など、水鳥公園の魅力を向上させる運営を行っておりまして、

当財団以来に運營業務を実施できる団体はいないというふうに考えております。

また、管理業務におきまして、指定管理者制度導入以降、良好に業務を履行しております。仮に、管理業務を当財団以外の団体が行う場合には、ダブルコストによりまして新たな経費の負担や運営方針、あるいは意思疎通などサービス面での低下を招くことが考えられるというふうに思っております。

そうしますと、次のページを御覧いただけますでしょうか。次のページ、このことによりまして、水鳥公園におきましては、運營業務と管理業務を一体に行うことが適当というふうに考えておきまして、中海水鳥国際交流基金財団を選定候補者とするというふうにさせていただきたいというふうに考えております。

それでは、最後に、ほかの例と重複することになるかもしれませんが、最後にスケジュールについて説明させていただきたいというふうに考えております。今後、事業計画につきましては、財団と協議に入りまして、8月に計画書を受理いたします。その後、内部での選定会議、そして指定管理者の管理者選定委員会を経まして、12月議会におきまして、指定にかかる議案を上程する予定というふうになっております。そして、議決をいただきましたら、同月に指定という流れになっております。

私からの説明は以上でございます。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めたいと思います。

松田委員。

○松田委員 こちらのほうは、この財団ということで、特記事項にもあるように、ほかにはなかなか該当、運営ができるところがないというところは理解はするんですけど、令和5年4月につくっていただいている米子市の公共施設の管理計画、総合管理計画の個別施設計画の中を見ると、ネイチャーセンターの場合は公費充当額が6,200万円で、年間利用者数が1万6,000人なんですね。例えば、児童文化センターは7,900万円、公費充当額があるんですけど、11万9,000人、年間利用者があるんです。例えば、山陰歴史館なんかは3,100万円、公費充当額がある中で2万4,000人年間利用者があるって、そうすると、やはり、建物のつていうか、施設の性格はあると思うんですけど、年間利用者数、物足りないなっていう、思うんですけど、その辺りは今後、引き続き変わらず非公募でされるんですけども、年間利用者数については、やはりある程度数字を求めていくべきじゃないかなと思うんですけど、その辺りいかがなんでしょうか。

○安達委員長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 今、松田委員から御指摘があったことですが、この水鳥公園というのが以前は観光施設であったんですけども、環境学習施設の拠点として、今有効利用しているところでございます。ただ、そうはいいいましても、環境学習の拠点とするといいいましても、じゃあ、その子どもに対して環境を学習するに当たって、その場所自体が魅力のあるものにしていかないといけないということは重々認識しております。そのために施設の集客というのも非常に大切だというふうに思っているところがあります。なので、今年ちょうど水鳥公園、30周年を迎えるんですけども、これを機にといいますか、ちょっとまた財団とも相談しながら、集客にもちょっと力を入れていき

たいなというふうにも思っておりますし、今でも十分、それこそ水鳥公園いろんな生物が生息しておりますので、そういった魅力を今、それこそ狭い範囲では重々周知はされてると思うんですけれども、より広くそういった魅力についても周知できるように、何か魅力の再発見ができるような取組をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 やっぱりどうしてもね、こういう充当額と比べて利用者数どうかという見方も一方ではありますので、何とかそのいい点もね、その施設であると思いますんで、一回御家族で行って、また来たいねっていう場所になれるように、何とか、非公募だけにしっかり市が目標というか運用についても積極的に関わっていただいて、いい施設にしていって、年間の利用者が少しでもやはり増えたほうがいいと思いますんで、よろしく願いします。以上です。

○安達委員長 ほかに、委員の皆さん、ありませんか。

又野委員。

○又野委員 ちょっと午前中の非公募の指定管理者のところでちょっと聞いた話の確認なんですけれども、今回、また再度契約し直すってということで、今の人件費だとか、物価高騰だとか、社会情勢を反映した管理料にしていくってということで、恐らく賃金も上昇に合わせて計算していくんだろかなと思いますけれども、それと、あと、この5年間の間に、一年一年、賃金も当然、社会情勢でいったら上昇はしていきますんで、それに合わせて、米子市の計算としても賃金の上昇を考えて、その管理料の、米子の積算のほうも上げていくっていう話があったんですけれども、先ほどの集客の話もあって、やっぱりそういうやりがいていうんですね、働く人の。その生活を守るのも当然ですし、やっぱり賃金がね、上がるとか、そういうのによってもっと頑張ってみようかなっていう気持ちになると思うんで、そこら辺、そういうふうにお考えかどうなのか、ちょっと聞かせてやってください。

○安達委員長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 このたび選定のし直しで見直してる形にはなるんですけれども、当然、指定管理の制度自体は経費の削減のためにやるってところはあるんですけれども、この今の給与自体は、そこで、この財団に今非公募でやるという形になりますので、そこで押さえ込むっていうことは考えていないところではあります。ただ、あくまでもその指定管理の期間が5年間ということを区切っておりますので、最初の段階である程度というか、給与の水準というのは決めての契約期間という形になります。それが指定管理というものになると思いますので、そこで押さえ込むことはありませんけれども、同じような水準で5年間にわたって契約をするっていう格好になるということになります。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 ちょっと確認ですが、同じような水準でって言われたんですけれども、ちょっとずつ賃金は上昇するような積算はされるんですかね、毎年。

○安達委員長 答弁はどなた、よろしいですか。

足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 先ほど申しましたのと同じことございまして、

じゃあ、その2年目、3年目、逆に上昇したらそこを上乗せしていくっていうことではなくて、5年間で契約をして、それは同じ水準でそのまま推移しますよといった格好になります。以上でございます。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 これまで過去に見てきたのでは、何か一年ごとにこの年は人件費は幾らで、ほかの経費も幾らでトータル幾らみたいなんで、そういう表があったのを記憶してるんですけども、今、5年間のトータルでやるんですか。

○安達委員長 井原環境政策課長補佐。

○井原環境政策課長補佐兼環境・脱炭素推進担当課長補佐 人件費のことですけれども、基本的には5年間の扱いで、例えば財団ってところと指定をしていくということになるんですけれども、基本的に、今現状としては、どこまでの物価上昇とか人件費がどう変わっていくかというのは見込めないところがありますので、基本的なところはある程度固めてやりたいと思っておりますが、ただし、実際その8年度、9年度、10年度のときに、その年々で状況は当然変わってくることがありますので、そのときには臨機応変に予算を要求して確保しながらやっていきたいというところでございます。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 これまでを考えると、近年を、どうしてもやっぱり、当然、全ての業種っていか公務員もそうですけれども、ちょっとずつ上がっていきますよね、給料は。やっぱりそれを考慮して、もともとから積算するっていうのが、その年々も、もし大幅な変動があったら当然、その年々で対応しないといけないと思うんですけれども、元からある程度上がるっていうのは当然想定されると思うんですけれども、そういう想定はされないのでしょうか。

○安達委員長 井原環境政策課長補佐。

○井原環境政策課長補佐兼環境・脱炭素推進担当課長補佐 先ほど申しましたけれども、物価高騰とかそういった、例えば最低賃金のこととかいろいろあると思うんですけれども、いわゆる正職員に対しての人件費というところに関しては、例えば、国の人事院とかいろいろ考え方があってと思いますけども、そういったところに沿った形で昇給をしていくというところの考えを持ちながら、まず人件費、5年間の分を計算を財団とともに考えていくというのが前提にありますので、ずっと固定っていう意味ではありません。ただし、その年々によって、そういった社会情勢によって高騰することもありますので、そこはその年々によって対応していくというような考えでございます。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 基本的なちょっとずつの昇給は考慮した上での計算はしているということではよろしいでしょうか。

○安達委員長 井原環境政策課長補佐。

○井原環境政策課長補佐兼環境・脱炭素推進担当課長補佐 そのとおりでございます。

○又野委員 分かりました。

○安達委員長 よろしいですか。

又野委員。

○又野委員 これまでの指定管理者も、今日の分ですけれども、ほとんどがやっぱり米

子市民がそこで雇用されてると思いますんで、やはり、その生活を守るという意味でも大事なことだと思いますんで、しっかりとそこら辺、労働者の立場に立って、いろんな立場に立たないといけないですけども、労働者の立場っていうのも考えてやっていただきたいと思います。以上です。

○安達委員長 ほかにはないですね。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、高齢者等のごみ出し支援について、当局の説明を求めます。

高浦クリーン推進課長。

○高浦クリーン推進課長 そういたしますと、高齢者等のごみ出し支援について御報告いたします。報告資料のほかに参考資料としてアンケート調査結果を3件上げておりますが、今回の報告では触れませんので、また御覧いただければと存じます。

それでは、資料に沿って御説明いたします。本市は、第4次米子市一般廃棄物処理基本計画に基づき、令和6年度からの家庭ごみに係る収集区分の一部変更や高齢者及び障がい者、以下、高齢者等といいます。これのごみ収集方法の検討を行うなど、本市の実情に応じたごみ処理システムの構築を目標に掲げ取り組んでまいりました。特に、高齢者等のごみ出し支援につきましては、部局横断の重点課題と位置づけ取り組んでおりますので、次のとおり、庁内検討プロジェクトチームにおける現在の検討・取組の状況を報告するものでございます。

1、基本的な考え方でございますが、高齢者等のごみ出しをすることが困難になる理由は単一ではなく、体が不自由でごみ集積場所までごみを搬出することができないという身体的要因であったり、体は問題なくてもごみ分別方法やごみを出す日が分からないといった判断力の低下、認知的要因など、様々な要因が考えられます。

つきましては、以下のように3段階に整理し、支援施策を検討いたします。

まず、(1)既存のごみ出しに関するツールの改善・活用による御自身でのごみ出しの促進で、こちらは主に、認知的要因でごみ出しが困難な方が対象になります。

続きまして、(2)介護保険及び障がい者福祉サービス、以下、福祉サービスといいます。これらの活用に向けた環境整備で、こちらは1に加え、身体的にもごみ出しが困難な方が対象になります。

そして、(3)としまして、それらで支援できない方に対する新たな支援制度につきまして、ごみ出しが困難である度合いや理由に応じて、多角的な支援策の実施・検討を行おうとするものでございます。

2、取組状況でございます。(1)既存ツールの改善・活用でございます。ア、簡易版ごみの分け方ガイドにつきまして、通常のごみ分別収集カレンダーの内容を簡略化し、文字の大きさやイラストの活用に配慮したA3サイズの簡易版ごみの分け方ガイドを作成し、市役所、各庁舎の窓口、各公民館、市内の福祉事業者に配布いたしました。同時に、英語、中国語、韓国語、ベトナム語版も作成しまして、市役所の窓口、関係機関に配布を行いました。

イ、ごみ、資源物分別アプリの利用促進でございます。本市では、ごみの分別方法の検索や収集日にお知らせが届くなどの機能がついたアプリ「さんあ〜る」につきまして、公民館スマホ講座、環境イベントなどでの広報や携帯ショップへのチラシの配架等を行い、

より多くの皆様に御利用いただこうと広報を行いました。また、高齢者等への取組ではございませんが、外国人転入者向けヨネギーズカードやLINEも活用し、外国人の方に向けても「さんあ〜る」の広報を行っているところでございます。

(2) 既存福祉サービスの活用に向けた環境整備でございます。ア、令和6年6月から市有施設敷地内に時間制約のないごみ出し拠点を市内2か所に設置し、福祉サービス利用者の家庭から出たごみをヘルパーが持ち込むことができる福祉事業者ごみ出し拠点整備事業を実施事業として実施いたしました。これは、ごみは当日の朝8時30分までに出していただくこととしているため、ヘルパーが入っている家庭でもサービスをしづらいという現状がございますが、例えば前日の夕方にもごみを出せるよう設置したものでございます。設置場所は、米子市福祉保健総合センターふれあいの里と米子市中心身障害者福祉センターでございます。

イ、この取組につきまして、福祉事業者、これは利用事業者、未利用事業者のどちらに對してでもございますが、アンケートを実施しましたところ、制度の継続や拠点増設の希望がありましたので、現在設置しております2か所は継続し、さらに、令和7年度に拠点を増設することといたしました。設置場所は、市有施設の米子市弓浜地域老人福祉センターで、現在、施設及び設置業者と調整を行っているところであり、設置時期は6月頃になる予定でございます。

3、新たなごみ出し支援制度の導入でございます。(1) ごみ出し支援に係るアンケート調査でございますが、ごみ出し困難な世帯におけるごみ出しの状況について実態を把握し、支援施策の参考とするため、以下のとおりアンケートを3件実施いたしました。

ア、市民対象アンケートでございますが、これは、5年ごとに策定しております米子市一般廃棄物処理基本計画の第5次計画の策定資料とするためのものでございます。今年度がその策定年度となっております、前年度に当たります令和6年度にアンケートを実施しており、その中に高齢者等のごみ出しに関する質問を盛り込んだものでございます。

イ、高齢者等対象アンケートでございますが、要介護1以上の方、視覚障がい害のある方または肢体不自由2級以上の方などでかつ独り暮らしの方を対象に行ったものでございます。

ウ、自治会長対象アンケートでございますが、市内全自治会長414人を対象に行ったものでございます。対象者数、回答数などは記載のとおりでございます。

なお、調査対象が異なりますので質問の仕方は少しずつ異なりますが、いずれのアンケートにおきましても、高齢者等のごみ出しの状況や望まれる制度等について伺っているところでございます。

(2) 上記調査結果を踏まえた新たな支援制度の導入等の今後の取組についてでございます。以下、令和7年度以降の支援制度の導入等につきまして、ア、イ、ウとして3つの支援施策を検討しておりますが、こちらは4ページ目に表の形でまとめておりますので、そちらを御覧いただけますでしょうか。

そういたしますと、表上段、かぎ括弧A、福祉事業者ごみ出し拠点整備事業でございます。こちらは、令和6年度に実証事業として行ったものを令和7年度以降は本格稼働として実施するものでございます。市民対象アンケート、高齢者等対象アンケートにおきまして、時間制約のないごみ置場を設置し、ヘルパーによるごみ出しを望む声が多かったこと。

また、別に行った福祉事業者を対象としたアンケートにおきましても、制度継続や拠点増設の希望がありましたことから、先ほどの取組状況の中でも触れておりましたけれども、事業を拡大して、引き続き実施するものでございます。

備考欄に記載しておりますが、今後は、市有施設敷地内だけでなく、福祉事業所敷地内へもごみステーションを設置していきたいと考えております。

また、表には記載しておりませんが、アンケートにおきまして、ヘルパーによるごみ出しを望む声が多かったことを受けまして、地域の方の協力を受けることが条件にはなりますが、指定日前日のごみ出しを可能とするハンディキャップシールといった制度の導入などについても、検討を行っていききたいというふうに考えております。

次に、表中段、かぎ括弧B、多様な主体による高齢者生活支援事業（訪問型サービスB）でございます。全てのアンケートにおきまして、ごみ出し支援業者や団体による支援を望む声がありました。そのような取組に対して支援を行っていかうというものでございます。現在、米子市内でごみ出し支援を行っている事業者、団体は2団体ございますが、いずれも低い料金設定や担い手不足など厳しい運営状況にありまして、カバーエリアを限定するであるとか、サービス料金の値上げを行うなど、どうにか事業を維持している状況ということを伺っております。まずは、これら事業者、団体を支援するとともに、新規参入の促進を図っていかうというものでございます。

支援対象となる方は要支援1、2の認定を受けられた方または一定の条件を満たす事業対象者でございます。事業主体はボランティア団体や特定非営利活動法人等としております。

事業内容といたしましては、介護予防、日常生活支援総合事業の一環として実施する有償・無償の生活支援で、ごみ出しのほか買物代行や調理等のサービスに対する補助でございます。こちらは、6月補正予算として計上することとしておりますので、補正が認められればという前提にはなりますが、立ち上げ補助が1団体上限5万円、運営補助が1団体上限30万円で、対象を3団体と想定しまして実施していきたいと考えております。

次に、表下段、かぎ括弧C、実証事業として行います地域によるごみ出し支援応援事業でございます。自治会長対象アンケートにおきまして、自治会や近隣住民でごみ出し支援を行っている状況やそれら取組に対する支援を望む声があったので、また、高齢者等対象アンケートにおきましても、一定数望む声があったので、自治会や近隣住民によるごみ出し支援に対して補助し、これら取組を促進するという施策を検討したところでございます。

支援対象となる方は、ごみ出しが困難な高齢者等とし、要介護認定や障がい等級などにはこだわらず、ごみ出しに困っている状況があればどなたでも広く支援を受けられるようにいたしました。事業実施主体は自治会としております。

事業内容でございますが、高齢者等のごみ出しが困難な世帯の自治会が行うごみ出し支援、家庭から地域のごみ集積場所までのごみ出しの代行につきまして補助を行うものでございます。令和7年度は、16自治会を対象に実証事業として行いますが、これは、自治会長対象アンケートにおきまして、実際に自治会で高齢者等へのごみ出し支援を行っていると回答された方に対しまして、後日制度活用の希望を確認し、希望されたところを対象としたものでございます。

こちら6月補正予算として計上する予定でありまして、補正が認められればという前提にはなりますが、立ち上げ補助は1自治会1万円、ごみ出し支援補助を1回100円として自治会に対して補助を行っていきたいというふうに考えております。そして、令和7年度の実証事業の結果を検証し、令和8年度以降はごみ出し支援以外の生活支援の展開に向けて検討を行っていきたいというふうに考えております。

では、3ページ目に戻っていただけますでしょうか。4行目、エになりますけれども、自助、共助っていうものがまずあり、それらで対応できない方への支援として公助を行うという考え方を基本としておりまして、これまで御説明した施策によってもなお対応の困難な方への支援施策につきましては、引き続き検討を行っていきたいというふうに考えております。

最後に、参考としまして、ごみ出しが困難な状況に応じた取組のイメージを記載しておりますので、また御覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様から御意見を求めたいと思います。

徳田委員。

○徳田委員 我が党、我が会派も含めて、同僚の議員も含めてこの問題について繰り返し議会で御質問させていただいたところでございます。ようやく方向性が見えてきたかなという正直な感想なんですけど、一つちょっと気になるところがございまして、資料の4ページ目ですね、高齢者等のごみ出し支援に関する支援施策についてということなんですけど、例えばですけども、私よく相談受けるんですけど、自治会に加入されていない満65歳以上の方というのが結構おられまして、その方がごみを出そうとすると自治会のほうからストップがかかるという状況が今大半だと思うんですね。そういったお声をよく聞くんですけども、そういった方も今回この施策で拾えるという理解でよろしいんでしょうか。あくまでも事業主体は自治会ということですので、恐らく想定では自治会に加入されてる世帯、個人なりが対象になるという理解だと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○安達委員長 高浦クリーン推進課長。

○高浦クリーン推進課長 ただいまの御質問、Cの地域によるごみ出し支援応援事業のこととしてお答えさせていただきます。事業実施主体は、あくまでも今回自治会としておりまして、運営としては自治会のほうにお任せをしたいと考えております。ですので、市として自治会に加入していらっしゃる方を限定するわけではございませんが、御指摘のとおり、やはり自治会に加入していらっしゃる方が対象として中心になってくるのかなというふうには想定をしているところでございます。以上です。

○安達委員長 徳田委員。

○徳田委員 大体想像したとおりだったんですけど、そういった方こそやっぱり補足すべきだと私は思うんですけども、実証実験ですからその部分についてはまた課題整理した上で対応されるのか、本当に現場ではそういったお声をよく聞くもんで、その辺の手当てについては、もう全く今のところは考えていないということなんですか。

○安達委員長 高浦クリーン推進課長。

○高浦クリーン推進課長 今御指摘をいただいたその自治会未加入者の方への支援等に

ついてでございますが、今回、今、A、B、Cということで3つ上げておりますが、まずはできることからというところで、スモールスタートというわけではないですけれども、まずできるところからというところで始めさせていただいております。ただ、今回御指摘いただいたような自治会未加入者の方についても、当然、やはり支援っていうことは考えていかなければなりませんので、実証事業の中で課題も整理しつつ、さらにそのほかの制度もということも含めて、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○安達委員長 徳田委員。

○徳田委員 本件につきましては、一応、了とさせていただきます。

あと、ごみ出し全体のことを考えますと、私の住んでる地域なんですけど、結局、A地区のごみ出しはA地区の住民さんがされるということなんですけど、例えば、B地区からその自治会で決められたごみ出し箇所に時間外っていいですか、要するに、予期せぬときでごみ出しされて、他地域から持込みをされるケースも多々あると思うんです。実際そういった案件での御相談、市民相談等とかもあるんですけども、そういった分でのパトロールっていいですか、取締りとまではいかないまでも何か、何か制約かけるような方策っていうのは講じておられますでしょうか。

○安達委員長 高浦クリーン推進課長。

○高浦クリーン推進課長 ごみ集積場所への他地域または全く関係ない方からの持込みについてでございますが、やはりこれは、クリーン推進課のほうにも御相談をいただくことはあります。実際のところ、なかなかそれを、例えば市の職員が番をして防ぐであるとかっていうことは、実質的にはなかなか難しいこともございます。自治会などにおかれましては当番を置かれたり、リサイクル推進員の方などで見回りをしていращやるというところもございます。しかし、実際に完全に防ぐということとはなかなか難しいと考えておりますので、やはり何とか周知啓発をという部分で自分の地域に出してくださいと、他地域の方に他地域の置場に出さないでくださいというようなことを周知啓発をしていくしかないのかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○安達委員長 徳田委員。

○徳田委員 今もしていただいておりますし、看板を含めて、他地域からのごみ出しは厳禁というような表示もしていただいとるところなんですけど、やっぱりたちごっこなんです、現状からいくと。ということで、実は、先月ぐらいだったかな、ある市民の方からその辺で相談があって、出し方もすごい乱雑にそういった方は出していращやるということで、カラスのつつきだとか、周辺環境の部分からいくと非常に迷惑してると、何とかしてくれというようなお声も多々ありますので、その辺の対策も、例えば自治会のほうにこのごみ出し支援等含めて、強化策なりなんなりを指南するなりっていうような格好で、持続可能な対応をちょっとまた検討していただければというふうに、これは要望でございますけども、お願いしたいと思います。

○安達委員長 高浦クリーン推進課長。

○高浦クリーン推進課長 御指摘受け止めて取り組んでいきたいと思っております。なおというところで、特にその他地域であったり、ほかのところから持ち込まれるごみっていうのは往々にして分別が悪かったり、地元ではお困りということも伺っております。そのようなときには、クリーン推進課のほうに御連絡いただければ市のほうで回収するようにもいた

しますので、また御連絡をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○安達委員長 ほかに、委員の皆さん、質問はないですか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 ないようですので、以上で民生教育委員会を閉会いたします。

午後 1 時 5 6 分 閉会

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

民生教育委員長 安 達 卓 是